

平成 2 8 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 4 日 招 集
流 山 市

目 次

- 7 8 平成 2 8 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号）
- 7 9 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 0 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 1 財産の交換について
- 8 2 土地の減額貸付けについて
- 8 3 工事請負契約の締結について（新スポーツフィールド整備工事）
- 8 4 平成 2 8 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 5 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 6 流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 7 指定管理者の指定について（流山市野々下福社会館）
- 8 8 指定管理者の指定について（第 3 おおたかの森ルーム及び第 4 おおたかの森ルーム）
- 8 9 指定管理者の指定について（第 2 おおぞら学童）
- 9 0 指定管理者の指定について（流山市立木の図書館）
- 9 1 平成 2 8 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 2 流山市農業委員会の委員及び流山市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 9 3 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 4 流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 5 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 6 市道路線の認定について
- 9 7 市道路線の廃止について

- 1 6 専決処分の報告について
- 1 7 専決処分の報告について
- 1 8 専決処分の報告について

議案第 79 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 平成29年4月1日から建築基準法に基づく特定行政庁となることに伴う同法及び関係法律に基づく事務に係る手数料の額並びに流山都市計画高度地区の変更による建築物等の高さ制限の緩和に係る特例措置について手数料の額を定め、又は改定するほか、条文の整備を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「、区分、単位」を削り、同条中「、区分、単位」を削り、「別表のとおりとする」を「別表第1に定めるところによる」に改める。

第6条第1項第3号及び第4号中「請求」を「申請」に改め、同条第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料を徴収する事務の区分及び金額
税関係	別表第2に定めるところによる。
戸籍及び住民基本台帳関係	別表第3に定めるところによる。
流山市印鑑条例（昭和56年流山市条例第25号）関係	別表第4に定めるところによる。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係	別表第5に定めるところによる。
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係	別表第6に定めるところによる。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係	別表第7に定めるところによる。
千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）に基づく屋外広告物法（昭和24年法律第189号）関係	別表第8に定めるところによる。
建築基準法関係	別表第9に定めるところによる。
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係	別表第10に定めるところによる。
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係	別表第11に定めるところによる。
千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づく建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）関係	別表第12に定めるところによる。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係	別表第13に定めるところによる。
都市計画法（昭和43年法律第100号）関係	別表第14に定めるところによる。
消防関係	別表第15に定めるところによる。
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係	別表第16に定めるところによる。
その他の事務	別表第17に定めるところによる。

別表第2 税関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
1 所得に関する証明	1件につき300円
2 納税及び公課に関する証明	1件につき300円
3 資産に関する証明	1件につき300円
4 住宅用家屋証明	1件につき1,300円

別表第3 戸籍及び住民基本台帳関係

手数料を徴収する事務の区分		金額	
1	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき300円	
2	住民票、戸籍の附票、除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき300円	
3	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円	
4	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円	
5	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき750円	
6	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円	
7	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合によるもの	1通につき1,400円
		上記以外のもの	1通につき350円
8	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき350円	

別表第4 流山市印鑑条例関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
1 流山市印鑑条例第7条第1項又は第8条第2項の規定による印鑑登録証の交付	1件につき300円
2 流山市印鑑条例第15条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付	1件につき300円

別表第5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下この表において「省令」という。)第11条第3項の規定による通知カードの再交付(省令第11条第1項第1号に該当する場合、同項第4号に該当する場合(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下この表において「政令」という。)第5条第3項第1号に該当して通知カードを返納した場合を除く。)、省令第11条第1項第5号に該当する場合(政令第15条第1項第1号(政令第14条第7号に係る部分に限る。))及び政令第15条第1項第3号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。)、省令第11条第1項第6号に該当する場合(政令第14条第1号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。)、省令第11条第1項第7号に該当する場合及び同項第9号に該当する場合に限る。)</p>	<p>1件につき500円</p>
<p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定による個人番号カードの交付(政令第14条第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号に該当して個人番号カードが失効した場合に限る。)及び省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付</p>	<p>1件につき800円</p>

別表第6 狂犬病予防法関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
1 狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録	1頭につき3,000円
2 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付	1件につき1,600円
3 狂犬病予防法第5条第2項の規定による狂犬病予防注射済票の交付	1件につき550円
4 狂犬病予防法施行令第3条の規定による狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき340円

別表第7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条の規定による鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件につき3,400円
2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条の規定による販売禁止鳥獣等販売許可証の交付又は再交付	1件につき3,400円

別表第8 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に
 基づく屋外広告物法関係

手数料を徴収する事務の区分			金額	
千葉県屋外広告物条例 (昭和44年千葉県条例 第5号)に基づく屋 外広告物許可書の交付	はり紙、ポ スター	許可期間 1月以内	50枚につき380円	
	はり札	許可期間 1年以内	10枚につき380円	
	立看板	許可期間 1年以内	1枚につき380円	
	アーチ	許可期間 3年以内	1基につき4,000円	
	旗、のぼり、 横断幕その 他の広告幕	許可期間 1月以内	1枚につき380円	
	アドバルーン	許可期間 1月以内	1個につき2,000円	
	自動車を利用 する広告物	許可期間 1年以内	1個につき1,150円	
	電柱類を利用 する広告物	許可期間 1年以内	表示面積1平方 メートル未満の もの(1個につ き)	380円
			表示面積1平方 メートル以上の もの(1個につ き、1平方メー トルまでごと に)	380円
	広告板等	許可期間 3年以内	表示面積1平方 メートル未満の もの(1個につ き)	760円
			表示面積1平方 メートル以上2 平方メートル未 満のもの(1個 につき)	1,150円
			表示面積2平方 メートル以上5 平方メートル未 満のもの(1個 につき)	2,000円
			表示面積5平方 メートル以上の もの(1個につ き、5平方メー トルまでごと に)	2,000円

別表第9 建築基準法関係

手数料を徴収する事務の区分		金額	
1 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項)に於ける規定による建築物の申請又は同法第87条第1項に於ける規定による建築物の審査	確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき14,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき34,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき69,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき87,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、4,000平方メートル以内のもの	1件につき143,000円
		床面積の合計が4,000平方メートルを超え、6,000平方メートル以内のもの	1件につき195,000円
		床面積の合計が6,000平方メートルを超え、8,000平方メートル以内のもの	1件につき239,000円
		床面積の合計が8,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき261,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき374,000円
		床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき478,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき665,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき956,000円		
確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の2の項により算出した金額の合計金額を加算した金額	

2	建築基準法第87条の2に準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の2に準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）		1基につき14,000円	
		小荷物専用昇降機を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）		1基につき10,000円	
		確認を受けた建築設備の計画を変更して小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合		1基につき8,000円	
		確認を受けた建築設備の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合		1基につき7,000円	
3	建築基準法第88条第1項又は第2項に準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項に準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）		1工作物につき17,000円	
		確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合		1工作物につき10,000円	
4	建築基準法第7条第1項の規定による完了検査又は同法第18	建築基準法第7条第3項の特定工程に係る建築物	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき20,000円

第16条の規定による検査

中間検査をい建又定の建の積算方法は、この摘要による。

法第87条の昇降係に部分含まない場合

床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき24,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき45,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき58,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、4,000平方メートル以内のもの	1件につき108,000円
床面積の合計が4,000平方メートルを超え、6,000平方メートル以内のもの	1件につき150,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え、8,000平方メートル以内のもの	1件につき179,000円
床面積の合計が8,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき194,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき226,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき271,000円

<p>建築基準法第7条第3項の1特程に建築中検査した建築物の積算方法は、表による。</p>	<p>完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき369,000円</p>
		<p>床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき521,000円</p>
		<p>1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の5の項により算出した金額の合計金額を加算した金額</p>	
	<p>完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合</p>	<p>床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき13,000円</p>
		<p>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき19,000円</p>
		<p>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき22,000円</p>
		<p>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき43,000円</p>
		<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき56,000円</p>
		<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、4,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき104,000円</p>
		<p>床面積の合計が4,000平方メートルを超え、6,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき144,000円</p>
<p>床面積の合計が6,000平方メートルを超え、8,000平方メートル以内のもの</p>		<p>1件につき173,000円</p>	

		床面積の合計が8,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき187,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき213,000円
		床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき258,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき356,000円
		床面積の合計が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき508,000円
		完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手料の額に、この表の5の項により算出した金額の合計金額を加算した額
5 建築基準法第87条の2に準ずる同条第7項の規定による完了検査又は同法第82条の11項の規定による完了検査に審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合	1基につき18,000円	
	小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき14,000円	

6	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する検査	1 工作物につき 20,000 円
7	建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定による特定工程の終了の通知に対する検査（床面積の合計は、検査部面積との合算とする。）	1 件につき 13,000 円
	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1 件につき 18,000 円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき 24,000 円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 36,000 円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 49,000 円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 123,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、4,000平方メートル以内のもの	1 件につき 154,000 円
	床面積の合計が4,000平方メートルを超え、6,000平方メートル以内のもの	1 件につき 167,000 円
	床面積の合計が6,000平方メートルを超え、8,000平方メートル以内のもの	1 件につき 176,000 円
	床面積の合計が8,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 217,000 円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1 件につき 228,000 円
	床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき 269,000 円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1 件につき 334,000 円	
8	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（それぞれ同法第87条の2又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物、建築設備又は工作物の使用の認定の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
9	建築基準法第12条第8項に規定する台帳に関する証明	1 件につき 300 円
10	建築基準法 指定の申請	1 件につき 50,000 円

42条第1項第5号の規定による道の位置の指定等の申請に対する審査	変更の申請	1件につき50,000円
	廃止の申請	1件につき50,000円
11	建築基準法第43条第1項ただし書の許可の申請に対する審査	1件につき69,000円
12	建築基準法第44条第1項第2号の許可の申請に対する審査	1件につき73,000円
13	建築基準法第44条第1項第4号の許可の申請に対する審査	1件につき164,000円
14	建築基準法第48条第1項から第13項までのただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の許可の申請に対する審査	1件につき182,000円
15	建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の許可の申請に対する審査	1件につき132,000円
16	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の申請に対する審査	1件につき182,000円
17	建築基準法第53条第5項第3号の許可の申請に対する審査	1件につき65,000円
18	建築基準法第55条第2項の認定の申請に対する審査	1件につき32,000円
19	建築基準法第55条第3項各号の許可の申請に対する審査	1件につき182,000円
20	建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可の申請に対する審査	1件につき182,000円
21	建築基準法第57条第1項の認定の申請に対する審査	1件につき32,000円
22	建築基準法第59条の2第1項の許可の申請に対する審査	1件につき182,000円
23	建築基準法第85条第5項の許可の申請に対する審査	1件につき120,000円
24 建築基準法第86条第1項の認定の申請に対する審査	建築物の数が2以下のもの	1件につき91,000円
	建築物の数が3以上のもの	1件につき91,000円に建築物の数から2を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
25 建築基準法第86条第2項の認定の申請に対する審査	建築物の数(既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき91,000円
	建築物の数が2以上のもの	1件につき91,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額

26 建築基準法第86条第3項の許可に対する審査	建築物の数が2以下のもの	1件につき230,000円
	建築物の数が3以上のもの	1件につき230,000円に建築物の数から2を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
27 建築基準法第86条第4項の許可に対する審査	建築物の数(既存建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき230,000円
	建築物の数が2以上のもの	1件につき230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
28 建築基準法第86条の2第1項の認定に対する審査	建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき91,000円
	建築物の数が2以上のもの	1件につき91,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
29 建築基準法第86条の2第2項の許可に対する審査	建築物の数(一敷地内認定建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき230,000円
	建築物の数が2以上のもの	1件につき230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
30 建築基準法第86条の2第3項の許可に対する審査	建築物の数(一敷地内許可建築物の数を除く。以下この項において同じ。)が1のもの	1件につき230,000円
	建築物の数が2以上のもの	1件につき230,000円に建築物の数から1を減じた数に30,000円を乗じて得た額を加算した額
31 建築基準法第86条の5第1項の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		1件につき8,000円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額
32 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定の申請に対する審査		1件につき120,000円
33 建築基準法第86条の8第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査		1件につき120,000円
34 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査		1件につき32,000円

摘要1

- (1) 建築物を建築する場合(摘要1(2)に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(摘要1(4)に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

摘要2

- (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第 1 0 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

手数料を徴収する事務の区分		金額	
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項第 3 項の規定による長期住宅建築等の申請審査	申請に係る長期住宅建築画の品質の確保に関する法律(平成 11 年第 8 1 号令第 5 条第 1 項)に定める長期住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 号に掲げられた「基」として認められる	新築	
		一戸建ての住宅	1 棟につき 6,000 円
		共同住宅、長屋又は併用住宅(以下この項において「共同住宅等」という。)で、建築物全体の住戸の数が 5 戸以内のもの	1 棟につき 13,000 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 5 戸を超え、10 戸以内のもの	1 棟につき 23,000 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 10 戸を超え、25 戸以内のもの	1 棟につき 33,000 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 25 戸を超え、50 戸以内のもの	1 棟につき 62,000 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 50 戸を超え、100 戸以内のもの	1 棟につき 107,000 円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 100 戸を超え、200 戸以内のもの	1 棟につき 177,000 円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 200 戸を超え、300 戸以内のもの	1 棟につき 218,000 円	
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 300 戸を超えるもの	1 棟につき 233,000 円	
	増築又は改築		
	一戸建ての住宅	1 棟につき 9,000 円	
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 5 戸以内のもの	1 棟につき 19,000 円	
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 5 戸を超え、10 戸以内のもの	1 棟につき 34,000 円	
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 10 戸を超え、25 戸以内のもの	1 棟につき 50,000 円		
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 25 戸を超え、50 戸以内のもの	1 棟につき 93,000 円		
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が 50 戸を超え、100 戸以内のもの	1 棟につき 161,000 円		

申請に係る長期住宅画が、住宅性能評価機関による住宅性能評価の促進に関する法律第1項に定める住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)の構造等が当該評価の場合である。		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの	1棟につき265,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの	1棟につき327,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1棟につき349,000円
	申請に係る長期住宅画が、住宅性能評価機関による住宅性能評価の促進に関する法律第1項に定める住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)の構造等が当該評価の場合である。	一戸建ての住宅	1棟につき16,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以内のもの	1棟につき61,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの	1棟につき99,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以内のもの	1棟につき186,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以内のもの	1棟につき319,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え、100戸以内のもの	1棟につき491,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの	1棟につき894,000円
申請に係る長期住宅画が、住宅性能	新築	一戸建ての住宅	1棟につき49,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以内のもの	1棟につき115,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの	1棟につき184,000円

<p>評価機 関によ り認定 基準に 適合し て認め られた もの又 は住宅 性能評 価書を 用いる もので ある場 合</p>	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が10戸 を超え、25戸以内のも の</p>	<p>1棟につき364,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が25戸 を超え、50戸以内のも の</p>	<p>1棟につき653,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が50戸 を超え、100戸以内の もの</p>	<p>1棟につき1,122,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が100 戸を超え、200戸以内 のもの</p>	<p>1棟につき2,077,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が200 戸を超え、300戸以内 のもの</p>	<p>1棟につき2,968,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が300 戸を超えるもの</p>	<p>1棟につき3,636,000円</p>
	<p>増 築 又 は 改 築</p> <p>一戸建ての住宅</p>	<p>1棟につき73,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が5戸以 内のもの</p>	<p>1棟につき172,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が5戸を 超え、10戸以内のもの</p>	<p>1棟につき276,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が10戸 を超え、25戸以内のも の</p>	<p>1棟につき546,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が25戸 を超え、50戸以内のもの</p>	<p>1棟につき979,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が50戸 を超え、100戸以内の もの</p>	<p>1棟につき1,684,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が100 戸を超え、200戸以内 のもの</p>	<p>1棟につき3,116,000円</p>
	<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が200 戸を超え、300戸以内 のもの</p>	<p>1棟につき4,452,000円</p>
<p>共同住宅等で、建築物全 体の住戸の数が300 戸を超えるもの</p>	<p>1棟につき5,454,000円</p>	
<p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8 条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画 の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>この表の1の項に定める区分 に応じた長期優良住宅建築等 計画の認定申請手数料の額に 2分の1を乗じて得た額</p>	

3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定したときの長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1戸につき1,800円
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位承継の承認の申請に対する審査	1戸につき1,800円

摘要1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合におけるこの表の1の項に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、当該申出に係る計画の内容に応じ、この表により算出した額に、別表第9の1の項により算出した額を加算した額とする。

摘要2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合におけるこの表の2の項に係る変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、当該申出に係る計画の内容に応じ、この表により算出した額に、別表第9の1の項により算出した額を加算した額とする。

別表第 1 1 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

手数料を徴収する事務の区分		金額		
1 都市の低炭素化促進に関する法律第 5 3 1 条の規定による低炭素化促進に関する法律第 5 4 9 号第 1 項第 1 条に定める建築物等の申請審査	申請に係る建築物等が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)第 7 6 条に規定する建築物(「建築物」といふ用語に用いるもののうち、用途供築住部分のみを申請の対象とする建築物の用途に供する部分の混在物を以て表す。別表第 1 3 においてある場合は、登録又は	一戸建ての住宅の審査	1 件につき 5,000 円	
		共同住宅、長屋又は複合建築物の審査(住戸の部分を認定の対象とするに限る。)	審査の対象となる住戸の数が 1 戸のもの	1 件につき 5,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 1 戸を超え、5 戸以内のもの	1 件につき 10,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 5 戸を超え、10 戸以内のもの	1 件につき 17,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 10 戸を超え、25 戸以内のもの	1 件につき 29,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 25 戸を超え、50 戸以内のもの	1 件につき 48,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 50 戸を超え、100 戸以内のもの	1 件につき 87,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 100 戸を超え、200 戸以内のもの	1 件につき 138,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 200 戸を超え、300 戸以内のもの	1 件につき 174,000 円
			審査の対象となる住戸の数が 300 戸を超えるもの	1 件につき 186,000 円
	共同住宅又は長屋(住戸の部分のみを対象とするものを除く。)の審査	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が 5 戸以内のもの	1 件につき 10,000 円に、共用部認定費相当額 A を加算した額	
		審査の対象となる建築物全体の住戸の数が 5 戸を超え、10 戸以内のもの	1 件につき 17,000 円に、共用部認定費相当額 A を加算した額	
		審査の対象となる建築物全体の住戸の数が 10 戸を超え、25 戸以内のもの	1 件につき 29,000 円に、共用部認定費相当額 A を加算した額	
		審査の対象となる建築物全体の住戸の数が 25 戸を超え、50 戸以内のもの	1 件につき 48,000 円に、共用部認定費相当額 A を加算した額	

<p>住宅性能 評価に よる 都市 炭素 促進 第5 第4 第1 号に 基 準 に て 認 め ら れ る 場 合</p>		<p>審査の対象となる 建築物全体の住戸 の数が50戸を超 え、100戸以内 のもの</p>	<p>1件につき87,000円 に、共用部認定費相当額Aを 加算した額</p>
		<p>審査の対象となる 建築物全体の住戸 の数が100戸を超 え、200戸以内 のもの</p>	<p>1件につき138,000円 に、共用部認定費相当額Aを 加算した額</p>
		<p>審査の対象となる 建築物全体の住戸 の数が200戸を超 え、300戸以内 のもの</p>	<p>1件につき174,000円 に、共用部認定費相当額Aを 加算した額</p>
		<p>審査の対象となる 建築物全体の住戸 の数が300戸を超 えるもの</p>	<p>1件につき186,000円 に、共用部認定費相当額Aを 加算した額</p>
	<p>非住宅で ある建 築物全 体の 審査</p>	<p>床面積が300平方 メートル以内のもの</p>	<p>1件につき10,000円</p>
		<p>床面積が300平方 メートルを超え、2,000平方 メートル以内のもの</p>	<p>1件につき29,000円</p>
		<p>床面積が2,000平方 メートルを超え、5,000平方 メートル以内のもの</p>	<p>1件につき87,000円</p>
		<p>床面積が5,000平方 メートルを超え、10,000平方 メートル以内のもの</p>	<p>1件につき137,000円</p>
		<p>床面積が10,000平方 メートルを超え、25,000平方 メートル以内のもの</p>	<p>1件につき174,000円</p>
		<p>床面積が25,000平方 メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき217,000円</p>
		<p>複合建 築物（ 住戸の 部分の みを認 定の申 請の対 象とし るもの を除く。 ）の 審査</p>	<p>建築物全体の住戸 の数が1戸のもの</p>
	<p>建築物全体の住戸 の数が1戸を超 え、5戸以内のもの</p>		<p>1件につき10,000円 に、共用部認定費相当額A及 び非住宅部分認定費相当額 Aの合計額を加算した額</p>
	<p>建築物全体の住戸 の数が5戸を超 え、10戸以内のもの</p>		<p>1件につき17,000円 に、共用部認定費相当額A及 び非住宅部分認定費相当額 Aの合計額を加算した額</p>

	建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以内のもの	1件につき29,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aの合計額を加算した額		
	建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以内のもの	1件につき48,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aの合計額を加算した額		
	建築物全体の住戸の数が50戸を超え、100戸以内のもの	1件につき87,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aの合計額を加算した額		
	建築物全体の住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの	1件につき138,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aの合計額を加算した額		
	建築物全体の住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの	1件につき174,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aの合計額を加算した額		
	建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき186,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aの合計額を加算した額		
	申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関	一戸建ての住宅の審査	1件につき37,000円	
	申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関	共同住宅、長屋又は複合建築物の審査（住戸の部分を認定の対象とするに限る。）	審査の対象となる住戸の数が1戸のもの	1件につき37,000円
	申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関		審査の対象となる住戸の数が1戸を超え、5戸以内のもの	1件につき74,000円
	申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関		審査の対象となる住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの	1件につき105,000円
申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関	審査の対象となる住戸の数が10戸を超え、25戸以内のもの		1件につき147,000円	
申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関	審査の対象となる住戸の数が25戸を超え、50戸以内のもの		1件につき212,000円	
申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関	審査の対象となる住戸の数が50戸を超え、100戸以内のもの		1件につき304,000円	
申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関	審査の対象となる住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの		1件につき412,000円	
申請に係る建築物が宅価は建築物調り低の関	審査の対象となる住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの		1件につき541,000円	

	審査の対象となる住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき635,000円
共同住宅又は長屋建築物（住戸の部分を認定の申請の対象とするものを除く。）の審査	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が5戸以内のもの	1件につき74,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの	1件につき105,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以内のもの	1件につき147,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以内のもの	1件につき212,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が50戸を超え、100戸以内のもの	1件につき304,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの	1件につき412,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの	1件につき541,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
	審査の対象となる建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき635,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額
非住宅である建築物全体の審査	建築物エネルギー消費性能等を 床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき94,000円

<p>め省（平成28年経済産業省国土交通省令第1号。下の及び別表第13号「省」とい）。8第号1イ2及び口2によるもの</p>	<p>床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき158,000円</p>
	<p>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき255,000円</p>
	<p>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき334,000円</p>
	<p>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき401,000円</p>
	<p>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき471,000円</p>
<p>上記以外のもの</p>	<p>床面積が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき261,000円</p>
	<p>床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき416,000円</p>

	床面積が 2,000 平方メートル を超え、 5,000 平方メートル 以内のもの	1件につき592,000円
	床面積が 5,000 平方メートル を超え、 10,000 平方メートル 以内のもの	1件につき719,000円
	床面積が 10,000 平方メートル を超え、 25,000 平方メートル 以内のもの	1件につき855,000円
	床面積が 25,000 平方メートル を超える もの	1件につき977,000円
複合建築物全体の 審査	住戸の数が1戸の もの	1件につき37,000円に 非住宅部分認定費相当額B を加算した額
	住戸の数が1戸を 超え、5戸以内の もの	1件につき74,000円に 共用部認定費相当額B及び 非住宅部分認定費相当額B の合算額を加算した額
	住戸の数が5戸を 超え、10戸以内 のもの	1件につき105,000円 に共用部認定費相当額B及 び非住宅部分認定費相当額 Bの合算額を加算した額
	住戸の数が10戸 を超え、25戸以 内のもの	1件につき147,000円 に共用部認定費相当額B及 び非住宅部分認定費相当額 Bの合算額を加算した額
	住戸の数が25戸 を超え、50戸以 内のもの	1件につき212,000円 に共用部認定費相当額B及 び非住宅部分認定費相当額 Bの合算額を加算した額
	住戸の数が50戸 を超え、100戸 以内のもの	1件につき304,000円 に共用部認定費相当額B及 び非住宅部分認定費相当額 Bの合算額を加算した額
	住戸の数が100 戸を超え、200 戸以内のもの	1件につき412,000円 に共用部認定費相当額B及 び非住宅部分認定費相当額 Bの合算額を加算した額

		住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの	1件につき541,000円に共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bの合算額を加算した額
		住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき635,000円に共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bの合算額を加算した額
2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		この表の1の項に定める区分に応じた低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る審査手数料の額に2分の1を乗じて得た額

摘要 1

- (1) この表の1の項に係る認定の申請について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合におけるこの表の1の項に定める事務の手数料の額は、この表により算出した額に、当該申出に係る計画の内容に応じ、別表第9の1の項により算出した額を加算した額とする。
- (2) 共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。
- ア 300平方メートル以下の場合 10,000円
- イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合 28,000円
- ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の場合 86,000円
- エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合 137,000円
- オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下の場合 173,000円
- カ 25,000平方メートルを超える場合 217,000円
- (3) 共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。
- ア 300平方メートル以下の場合 118,000円
- イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合 194,000円
- ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の場合 303,000円
- エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合 389,000円
- オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下の場合 465,000円
- カ 25,000平方メートルを超える場合 542,000円
- (4) 非住宅部分認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。
- ア 300平方メートル以下の場合 10,000円
- イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合 28,000円
- ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の場合 86,000円
- エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合 137,000円
- オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下の場合 173,000円
- カ 25,000平方メートルを超える場合 217,000円
- (5) 非住宅部分認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。

- ア 300平方メートル以下の場合 260,000円(省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合 94,000円)
- イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合 415,000円(省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合 158,000円)
- ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の場合 592,000円(省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合 255,000円)
- エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合 718,000円(省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合 334,000円)
- オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下の場合 855,000円(省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合 401,000円)
- カ 25,000平方メートルを超える場合 976,000円(省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合 471,000円)

摘要2 この表の2の項に係る変更の認定の申請について、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合におけるこの表の2の項に定める事務の手数料の額は、当該申出に係る計画の内容に応じ、この表により算出した額に、別表第9の1の項により算出した額を加算した額とする。

別表第 1 2 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
に基づく建築基準法施行条例関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
1 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下この表において「県特例条例」という。)に基づく建築基準法施行条例第 5 条ただし書の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
2 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 7 条ただし書の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
3 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 8 条ただし書の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
4 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 1 2 条ただし書の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
5 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 1 4 条第 3 項の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
6 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 2 2 条の 3 の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
7 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 2 3 条第 3 項の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
8 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 3 9 条第 3 項第 2 号の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
9 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 4 0 条第 1 項第 2 号の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
1 0 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 4 2 条第 3 項の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
1 1 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 4 4 条第 3 項の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
1 2 県特例条例に基づく建築基準法施行条例第 5 1 条第 4 項の規定による認定の申請に対する審査	1 件につき 3 2 , 0 0 0 円

別表第13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

手数料を徴収する事務の区分		金額			
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上の認定申請書の審査	登録建築物調査又は登録住宅性能評価機関による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらと類似し長めである場合	一戸建ての住宅	1件につき5,000円		
		一戸建ての住宅以外の建築物	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅をいう。以下表において同じ。)	床面積が300平方メートル未満	1件につき10,000円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき21,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき48,000円
				床面積が5,000平方メートル以上	1件につき87,000円
		住戸の部分		床面積が300平方メートル未満	1件につき10,000円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき21,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき48,000円
				床面積が5,000平方メートル以上	1件につき87,000円
		非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅をいう。以下表において同じ。)		床面積が300平方メートル未満	1件につき10,000円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき29,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき87,000円
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき137,000円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき174,000円
		上記以外	一戸建ての住宅	床面積が200平方メートル未満	1件につき37,000円

るもの	一戸建ての住宅以外の建築物	住宅部分	床面積が200平方メートル以上	1件につき41,000円	
			床面積が300平方メートル未満	1件につき74,000円	
			床面積が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき124,000円	
			床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき212,000円	
			床面積が5,000平方メートル以上	1件につき304,000円	
		住戸の部分	床面積が300平方メートル未満	1件につき74,000円	
			床面積が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき124,000円	
			床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき212,000円	
			床面積が5,000平方メートル以上	1件につき304,000円	
		非住宅部分	省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積が300平方メートル未満	1件につき94,000円
				床面積が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき158,000円
				床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき255,000円
				床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	1件につき334,000円
				床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	1件につき401,000円

				床面積が 25,000 平方メートル 以上	1件につき471,000円		
			上記以外 によるもの	床面積が 300平方 メートル未 満	1件につき246,000円		
				床面積が 300平方 メートル以 上2,000 平方メー トル未満	1件につき398,000円		
				床面積が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満	1件につき569,000円		
				床面積が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満	1件につき700,000円		
				床面積が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満	1件につき828,000円		
				床面積が 25,000 平方メー トル以上	1件につき945,000円		
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査				この表の1の項に定める区分に応じた建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)		
3	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定による	登録建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定による	建築物調機は住宅性能評価機により建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定による	一戸建ての住宅		1件につき5,000円	
				一戸建ての住宅以外の	住宅部分	床面積が300平方メートル未満	1件につき10,000円
						床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき21,000円
						床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき48,000円

建築物のエネルギー消費性能の認定審査

向 関 法 第 2 3 規 定 建 築 物 の エ ネ ル 消 費 性 能 に し る め た も の 他 の 類 も し て 市 長 の 指 定 の 場 合	建 築 物	非 住 宅 部 分	床面積が5,000平方メートル以上	1件につき87,000円	
			床面積が300平方メートル未満	1件につき10,000円	
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき29,000円	
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき87,000円	
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき137,000円	
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき174,000円	
			床面積が25,000平方メートル以上	1件につき217,000円	
上 記 以 外 の も の	一 戸 建 て の 住 宅	省 令 第 1 第 1 項 第 2 イ (2) 及 び (2) に よ る も の	床面積が200平方メートル未満	1件につき18,000円	
			床面積が200平方メートル以上	1件につき20,000円	
		上 記 以 外 の も の		床面積が200平方メートル未満	1件につき37,000円
				床面積が200平方メートル以上	1件につき41,000円
		一 戸 建 て の	住 宅 部 分	省 令 第 1 第 1 項 第 2	住 宅 部 分 の 床 面 積 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満

住宅以外の建築物	イ2及びイ2によるもの	住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき61,000円	
		住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき111,000円	
		住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上	1件につき168,000円	
	上記以外のもの	住宅部分の床面積が300平方メートル未満	1件につき74,000円	
		住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき124,000円	
		住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき212,000円	
		住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上	1件につき304,000円	
	非住宅の部分	省令第1条第1項第1号によるもの	非住宅部分の床面積が300平方メートル未満	1件につき94,000円
			非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき158,000円

				非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき255,000円
				非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき334,000円
				非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき401,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件につき471,000円
	上記以外の			非住宅部分の床面積が300平方メートル未満	1件につき246,000円
				非住宅部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき398,000円
				非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき569,000円
				非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき700,000円

				非住宅部分 の床面積が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満	1件につき828,000円
				非住宅部分 の床面積が 25,000 平方メー トル以上	1件につき945,000円

- 摘要1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合におけるこの表の1の項に定める事務の手数料の額は、当該申出に係る計画の内容に応じ、この表により算出した額に、別表第9の1の項により算出した額を加算した額とする。
- 摘要2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合におけるこの表の2の項に定める事務の手数料の額は、当該申出に係る計画の内容に応じ、この表により算出した額に、別表第9の1の項により算出した額を加算した額とする。
- 摘要3 複合建築物全体に係るこの表の1の項による手数料の金額は、当該複合建築物について住宅部分に係る手数料の額と非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。
- 摘要4 複合建築物全体に係るこの表の2の項による手数料の金額は、当該建築物について摘要3の規定により算出した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 摘要5 複合建築物全体に係るこの表の3の項による手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分に係る手数料の額と非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。

別表第 1 4 都市計画法関係

手数料を徴収する事務の区分			金額
1	都市計画法第 1 9 条第 1 項の規定により決定した流山都市計画高度地区の規定書第 4 項第 6 号に定める適用の除外の申請に対する審査		1 件につき 7 3 , 0 0 0 円
2	都市計画法第 1 9 条第 1 項の規定により決定した流山都市計画高度地区の規定書第 5 項に定める認定の申請に対する審査		1 件につき 3 2 , 0 0 0 円
3	都市計画法第 1 9 条第 1 項の規定により決定した流山都市計画高度地区の規定書第 6 項に定める許可の申請に対する審査		1 件につき 1 8 2 , 0 0 0 円
4	都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為申請に対する審査	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積が 0 . 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき 8 , 6 0 0 円
		開発区域の面積が 0 . 1 ヘクタール以上 0 . 3 ヘクタール未満のもの	1 件につき 2 2 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 0 . 3 ヘクタール以上 0 . 6 ヘクタール未満のもの	1 件につき 4 3 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 0 . 6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき 8 6 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの	1 件につき 1 3 0 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの	1 件につき 1 7 0 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 1 0 ヘクタール未満のもの	1 件につき 2 2 0 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 1 0 ヘクタール以上のもの	1 件につき 3 0 0 , 0 0 0 円
	主として、住宅の建築物で自己の業務の用に供するもの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する	開発区域の面積が 0 . 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき 1 3 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 0 . 1 ヘクタール以上 0 . 3 ヘクタール未満のもの	1 件につき 3 0 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 0 . 3 ヘクタール以上 0 . 6 ヘクタール未満のもの	1 件につき 6 5 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 0 . 6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき 1 2 0 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの	1 件につき 2 0 0 , 0 0 0 円
		開発区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの	1 件につき 2 7 0 , 0 0 0 円

	目的で 行う開 発行為	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき340,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき480,000円
	その他 の開発 行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき86,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき130,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき190,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき260,000円
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき390,000円
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき510,000円
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき660,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき870,000円
5 都市計画法第35条の2の規定による 開発行為変更許可申請に対する審査		1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請に対する審査の手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請に対する審査の手数料に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円	
6 都市計画法第37条第1号の規定による 建築承認申請に対する審査		1件につき都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請に対する審査の手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額	

7 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2において準用する場合を含む。)の規定による市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査		1件につき46,000円
8 都市計画法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査		1件につき26,000円
9 都市計画法第43条の規定による開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査	敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき6,900円
	敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき18,000円
	敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき39,000円
	敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき69,000円
	敷地の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき97,000円
10 都市計画法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合で、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1件につき1,700円
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合で、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき2,700円
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が上記以外のもの	1件につき17,000円
11 都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付		1枚につき470円
12 都市計画法施行規則(昭和	許可を受ける必要があるもの	1件につき6,000円

44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定に適合している旨の証明書の交付	許可を受ける必要がないもの	1件につき500円
---	---------------	-----------

別表第15 消防関係

手数料を徴収する事務の区分		金額		
1	消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認	1件につき5,400円		
2	消防法第11条第1項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱設置可対査	製造所 指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき39,000円	
		製造所 指定数量の倍数が10を超え、50以下のもの	1件につき52,000円	
		製造所 指定数量の倍数が50を超え、100以下のもの	1件につき66,000円	
		製造所 指定数量の倍数が100を超え、200以下のもの	1件につき77,000円	
		製造所 指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき92,000円	
	貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき20,000円
			指定数量の倍数が10を超え、50以下のもの	1件につき26,000円
			指定数量の倍数が50を超え、100以下のもの	1件につき39,000円
			指定数量の倍数が100を超え、200以下のもの	1件につき52,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき66,000円
		屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき20,000円
			指定数量の倍数が100を超え、10,000以下のもの	1件につき26,000円
			指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件につき39,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき830,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき1,010,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき1,120,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき1,420,000円
特定屋外タンク貯蔵所(この表において「浮き屋根式タンク貯蔵所」という。)	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき1,660,000円		
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき2,160,000円		

定めるものに係る屋外タンク貯蔵所(この表において「浮き蓋付特定タンク貯蔵所」という。)	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき3,880,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき5,100,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき6,290,000円	
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき1,130,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき1,340,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき1,500,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき1,830,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき2,140,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき4,350,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき5,570,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき6,770,000円	
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件につき5,750,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき7,250,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの		1件につき10,700,000円	
屋内タンク貯蔵所		1件につき26,000円	

	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき26,000円	
		指定数量の倍数が100を超えるもの	1件につき39,000円	
		簡易タンク貯蔵所	1件につき13,000円	
		移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。)	1件につき26,000円	
		積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	1件につき39,000円	
		屋外貯蔵所	1件につき13,000円	
	取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)	1件につき52,000円	
		屋内給油取扱所	1件につき66,000円	
		第1種販売取扱所	1件につき26,000円	
		第2種販売取扱所	1件につき33,000円	
		一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき39,000円
			指定数量の倍数が10を超え、50以下のもの	1件につき52,000円
指定数量の倍数が50を超え、100以下のもの	1件につき66,000円			
指定数量の倍数が100を超え、200以下のもの	1件につき77,000円			
	指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき92,000円		
3 消防法 第11条 第1項後段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可	製造所	1件につき変更の内容に応じ、この表の2の項(製造所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の2分の1の額		
	貯蔵所	1件につき変更の内容に応じ、この表の2の項(貯蔵所に係る部分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で審査を定める場合には、屋外タンク貯蔵所の部分)に限る。)により算出した手数料の金額の2分の1の額		
	取扱所	1件につき変更の内容に応じ、この表の2の項(取扱所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の2分の1の額		
4 消防法 第11条 第5項の規定による危険物	設置の許可に係る完成検査	製造所	1件につき検査の対象の区分に応じ、この表の2の項(製造所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の2分の1の額	

の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査		貯蔵所	1件につき検査の対象の区分に応じ、この表の2の項(貯蔵所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の2分の1の額	
		取扱所	1件につき検査の対象の区分に応じ、この表の2の項(取扱所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の2分の1の額	
	位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	製造所	1件につき検査の対象の区分に応じ、この表の2の項(製造所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の4分の1の額	
		貯蔵所	1件につき検査の対象の区分に応じ、この表の2の項(貯蔵所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の4分の1の額	
		取扱所	1件につき検査の対象の区分に応じ、この表の2の項(取扱所に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の4分の1の額	
5	消防法第11条第5項ただし書の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認		1件につき5,400円	
6	消防法第11条の2第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査申請に対する審査	水張検査	容量10キロリットル以下のタンク	1件につき6,000円
			容量10キロリットルを超え、1,000キロリットル以下のタンク	1件につき11,000円
			容量1,000キロリットルを超え、2,000キロリットル以下のタンク	1件につき15,000円
			容量2,000キロリットルを超えるタンク	1件につき15,000円に1,000キロリットル又は1,000キロリットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	水圧検査		容量0.6キロリットル以下のタンク	1件につき6,000円
			容量0.6キロリットルを超え、10キロリットル以下のタンク	1件につき11,000円
			容量10キロリットルを超え、20キロリットル以下のタンク	1件につき15,000円
			容量20キロリットルを超えるタンク	1件につき15,000円に10キロリットル又は10キロリットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額

基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき540,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき700,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき920,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき1,040,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき1,600,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき1,820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき2,030,000円
溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき490,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき630,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき990,000円

		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき1,310,000円
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき1,720,000円
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき3,320,000円
		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき4,060,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき4,650,000円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき9,100,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき12,400,000円
		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1件につき17,000,000円
7	消防法第11条の2第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	水張検査	1件につき検査の対象のタンクの区分に応じ、この表の6の項（水張検査に係る部分に限る。）により算出した手数料の金額と同一の額
		水圧検査	1件につき検査の対象のタンクの区分に応じ、この表の6の項（水圧検査に係る部分に限る。）により算出した手数料の金額と同一の額
		基礎・地盤検査	1件につき検査の対象の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、この表の6の項（基礎・地盤検査に係る部分に限る。）により算出した手数料の金額の2分の1の額
		溶接部検査	1件につき検査の対象の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、この表の6の項（溶接部検査に係る部分に限る。）により算出した手数料の金額の2分の1の額

	岩盤タンク検査		1件につき検査の対象の屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、この表の6の項(岩盤タンク検査に係る部分に限る。)により算出した手数料の金額の2分の1の額		
8	消防法第14条の3第1項及び第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき310,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき430,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき720,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき960,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき1,210,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき2,950,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき3,620,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき4,170,000円	
			岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき2,660,000円
				危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき3,190,000円
		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき4,790,000円		
9	流山市火災予防条例(昭和37年流山市条例第12)	水張検査		1件につき6,000円	
		水圧検査	0.6キロリットル以下のもの	1件につき6,000円	

号)第47 条に規定 する水張 検査又は 水圧検査	0.6キロリットルを超え るもの	1件につき11,000円
---------------------------------------	---------------------	--------------

別表第16 租税特別措置法関係

手数料を徴収する事務の区分	金額	
1 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、同法第63条第3項第7号イ又は同法第68条の6第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき86,000円	
2 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、同法第31条の2第2項第14号八、同法第62条の3第4項第14号八、同法第63条第3項第5号イ又は同法第68条の6第3項第5号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与することについての認定の申請に対する審査	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき130,000円
	造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき190,000円
	造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき260,000円
	造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき390,000円
	造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき510,000円
	造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき660,000円
	造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき870,000円
3 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、同法第31条の2第2項第16号二、同法第62条の3第4項第16号二、同法第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は同法第68条の6第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与することについての認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件につき6,200円
	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	1件につき8,600円
	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1件につき13,000円
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1件につき35,000円
	新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	1件につき43,000円
	新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき58,000円
4 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第40条の6第6項の規定による贈与税に係る納税猶予適格者及び同政令第40条の7第2項の規定による相続税に係る納税猶予適格者についての証明書の交付	1件につき300円	

5 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第23条の7第42項第1号及び第23条の8第32項第1号の規定による引き続き農業経営を行っている旨及び農業に従事している旨の証明書の交付	1件につき300円
--	-----------

別表第 17 その他の事務

手数料を徴収する事務の区分	金額
1 身分に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
2 氏名、年齢、家族及び親族に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
3 住所及び居所に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
4 死亡及び埋火葬に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
5 文書受理に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
6 営業及び職業に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
7 経歴及び褒賞に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
8 公権及び資格に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
9 納税管理人、財産管理人及び破産管財人に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
10 自動車の臨時運行許可申請に対する審査	1 両につき 7 5 0 円
11 公簿及び公文書に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
12 公簿、公文書及び土地図面の交付	1 件につき 3 0 0 円
13 公簿、公文書及び土地図面の閲覧	1 件につき 3 0 0 円
14 予防接種済証再交付	1 件につき 3 0 0 円
15 土地、建物及び建築に関する証明	1 件につき 3 0 0 円
16 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 5 年流山市条例第 22 号）第 10 条第 1 項に規定する認可地縁団体印鑑の登録の証明	1 件につき 3 0 0 円
17 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付	1 件につき 3 0 0 円
18 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定による許可を要しない土地についての証明書の交付	1 件につき 3 0 0 円
19 農業経営の実態についての証明書その他の証明書の交付（農地法に基づくものを除く。）	1 件につき 3 0 0 円
20 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 16 年流山市条例第 37 号）第 17 条の許可の申請に対する審査	1 件につき 7 3 , 0 0 0 円
21 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 4 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出に対する審査	1 件につき申出の内容に応じ、別表第 9 の 1 の項により算出した額
22 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定による許可の申請に対する審査	1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 80 号

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
流山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の一部の施行による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律(昭和37年法律第144号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うためである。

流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」に、「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の5第1項」に改め、同条第3項中「第32条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」に、「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に改め、「、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第14条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の5第3項前段」に改め、同条を附則第14条の5とし、附則第14条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の

所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律

第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第1条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その

時までに提出された第35条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定に適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第1条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市税条例附則第 1 4 条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

財産の交換について

市は、次のとおり財産の交換をする。

平成28年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 交換に供する財産の表示

(1) 種 目 土地

(2) 所 在 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画
整理事業地内C63街区3画地(仮換地)

(3) 面 積 4,200平方メートル

2 交換により取得する財産の表示

(1) 種 目 流山おおたかの森駅前市有地活用事業における公共
施設(土地に定着するもの一式及び付随する備品一式
を含む。)

(2) 所 在 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画
整理事業地内C63街区1画地(仮換地)

3 交 換 目 的 多目的ホール、(仮称)市民窓口センター及び防災
備蓄倉庫で構成される公共施設の取得

4 交換の相手方 東京都中央区日本橋三丁目4番10号
スターツコーポレーション株式会社
代表取締役 磯崎 一雄

参考資料

交換に供する財産

- 1 種目 土地
- 2 所在 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
地内C63街区3画地(仮換地)
- 3 面積 4,200平方メートル
- 4 価格 2,146,200,000円
(1平方メートル当たり511,000円)

交換により取得する財産

- 1 種目 建物(土地に定着するもの一式及び付随する備品一式を含む。)
- 2 所在 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
地内C63街区1画地(仮換地)
- 3 建物の規模
 - (1)鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建て
 - (2)建築面積 2,651平方メートル
 - (3)延べ床面積 3,318平方メートル
- 4 主な用途(括弧内は部屋等の数)
 - (1)多目的ホール
ホール(1)、リハーサル室(1)、スタジオ(2)、楽屋(5)、
管理事務室兼受付(1)、舞台技術員控室(1)、調整室(1)
 - (2)(仮称)市民窓口センター
事務室(1)、待合室(1)、相談室(2)、サロン(1)、会議室(2)
 - (3)防災備蓄倉庫(1)
- 5 土地に定着する主なもの
樹木、照明、サイン、ベンチ
- 6 付随する主な備品
ピアノ、ドラムセット、譜面台、スピーカー、アンプ
- 7 引渡しの予定日
平成31年3月1日
- 8 金額の内訳(消費税及び地方消費税を含む。)

(1) 設計費	9 8 , 2 8 0 , 0 0 0 円
(2) 工事費	2 , 0 3 4 , 6 6 0 , 8 4 0 円
(3) その他諸経費	1 3 , 2 5 9 , 1 6 0 円
合計	2 , 1 4 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円

土 地 目 録

仮換地	従前の土地		
所在地及び面積	所在	地目	登記地積 (m ²)
流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業C 6 3 街区 3 画地 4,200m ²	流山市十太夫2番136	雑種地	1.98
	流山市十太夫113番7	山林	627
	流山市十太夫113番10	山林	1001
	流山市十太夫116番23	雑種地	3.64
	流山市市野谷字入台665番16	原野	346
	流山市市野谷字入台665番19	原野	437
	流山市市野谷字入台665番22	原野	508
	流山市東初石5丁目166番1	山林	2573
	流山市東初石5丁目166番2	山林	3364
	流山市東初石5丁目141番32	山林	2689

契約の相手方の概要

- 1 法人名 スターツコーポレーション株式会社
- 2 自己資本の額 11,039,484,667円
- 3 所在地 東京都中央区日本橋三丁目4番10号
- 4 設立年月日 昭和47年9月30日
- 5 代表者 代表取締役 磯崎 一雄
- 6 目的

- (1) 不動産の売買及び仲介並びに建築及び土木工事の請負等の事業を営む会社並びにこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、及び管理すること。
- (2) ペンション、ホテル、スポーツ・レジャー施設等の経営及び管理
- (3) 飲食店の経営
- (4) 経営コンサルタント業務

7 グループ会社

スターツCAM株式会社、スターツホーム株式会社、スターツピタットハウス株式会社、スターツデベロップメント株式会社、スターツコーポレートサービス株式会社、スターツアメニティ株式会社、スターツアセットマネジメント株式会社、スターツ出版株式会社、スターツホテル開発株式会社、スターツケアサービス株式会社ほか

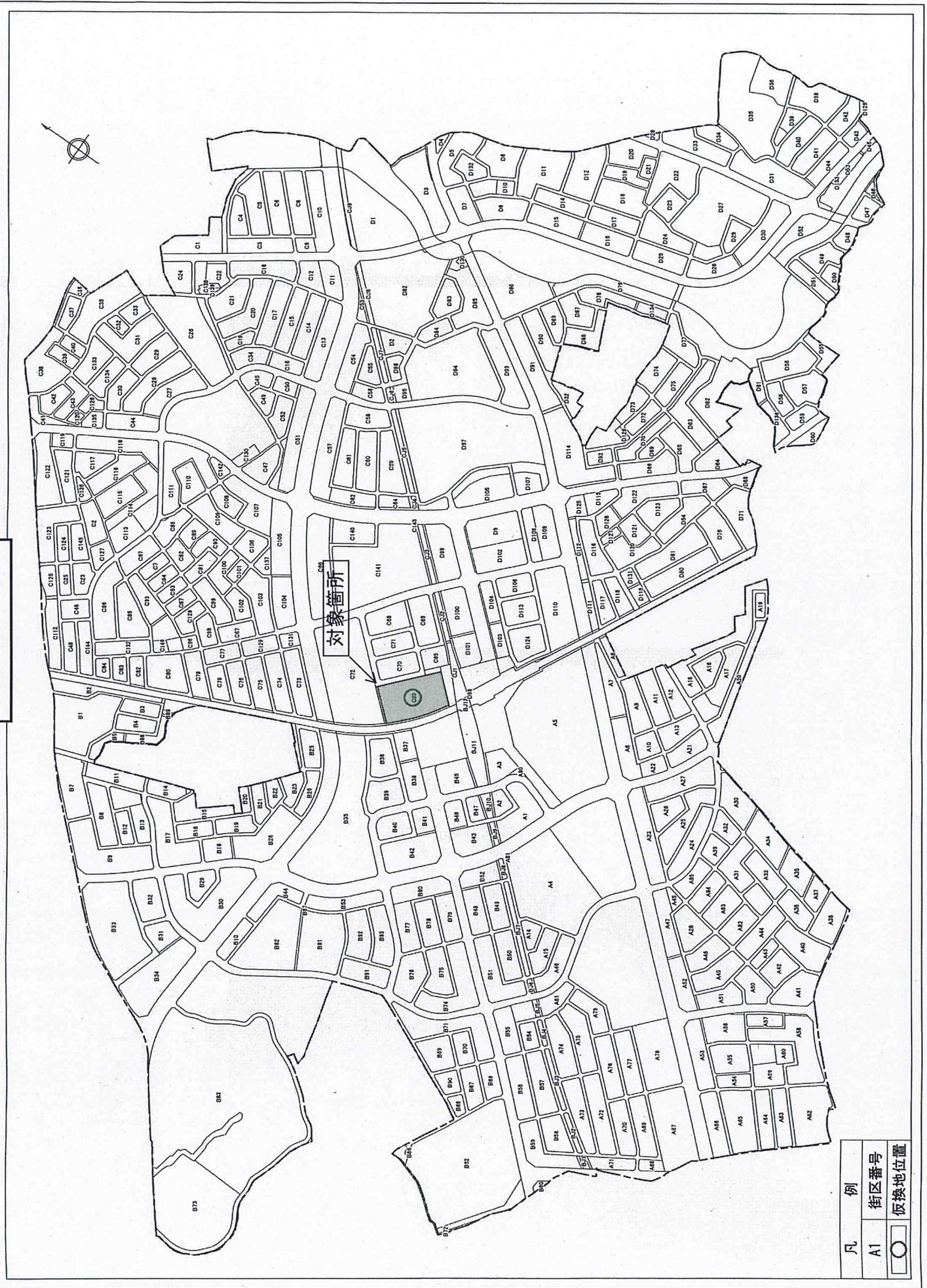
8 主な事業実績

- (1) 篠崎駅西口公益複合施設プロジェクト
都営地下鉄新宿線篠崎駅前の区有地に定期借地権による官民複合施設の開発事業と、区有地の売却による民間施設の開発を行う事業を一体的に行うもの（平成20年供用開始）
- (2) 安城市中心市街地拠点整備事業
JR安城駅中心市街地内の市有地において、公共施設の整備を行うPFI事業と民間施設の整備等を行う定期借地事業を一体的に行うもの（平成29年供用開始予定）

位置图

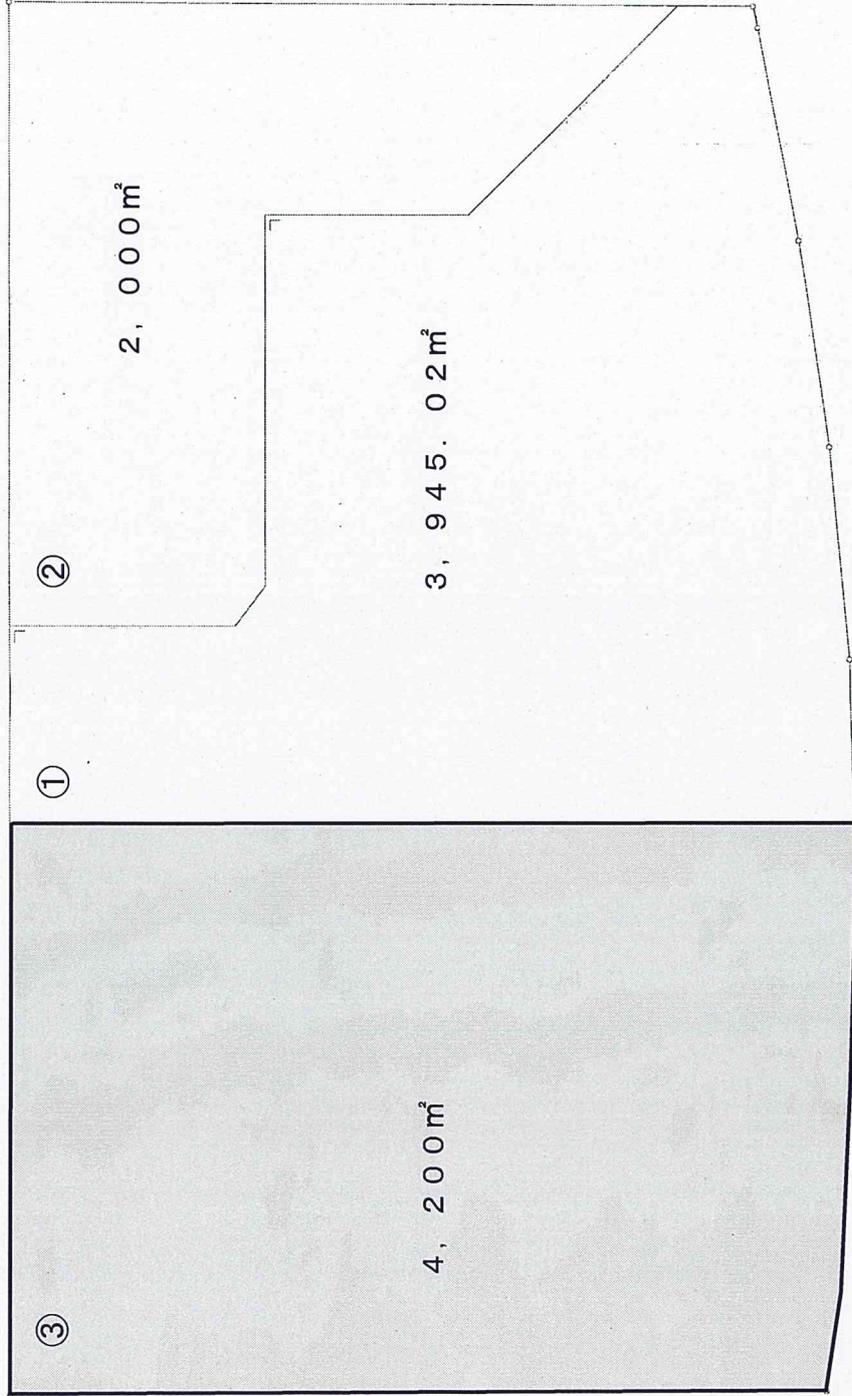
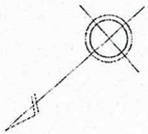
新市街地区

平成27年6月

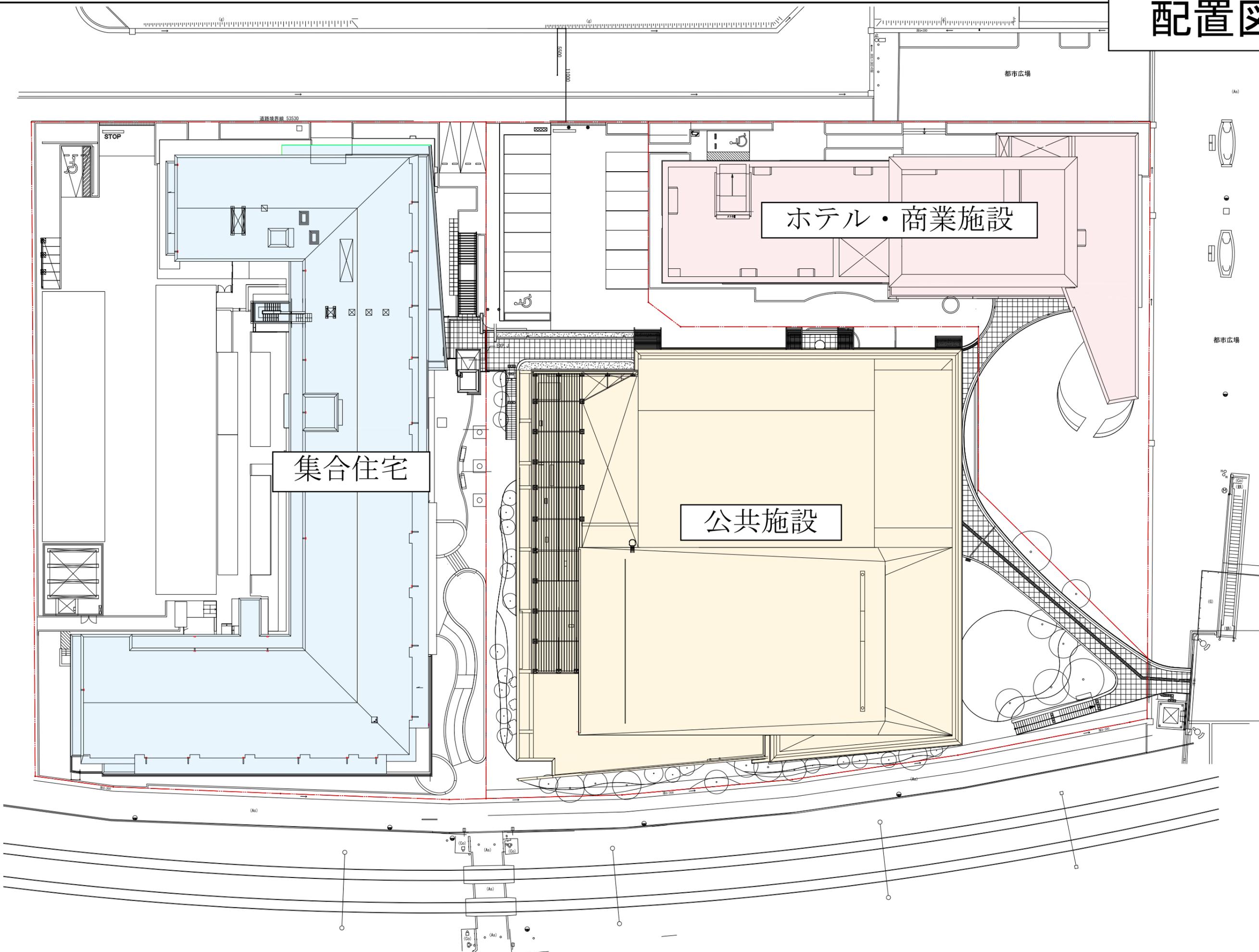


凡例	
A1	街区番号
○	仮換地位置

交换对象地



配置図



集合住宅

ホテル・商業施設

公共施設

都市広場

都市広場

道路境界線 53550

STOP

5050
10011

(Aa)

(Aa)

(Aa)

(Aa)

(Aa)

(Aa)

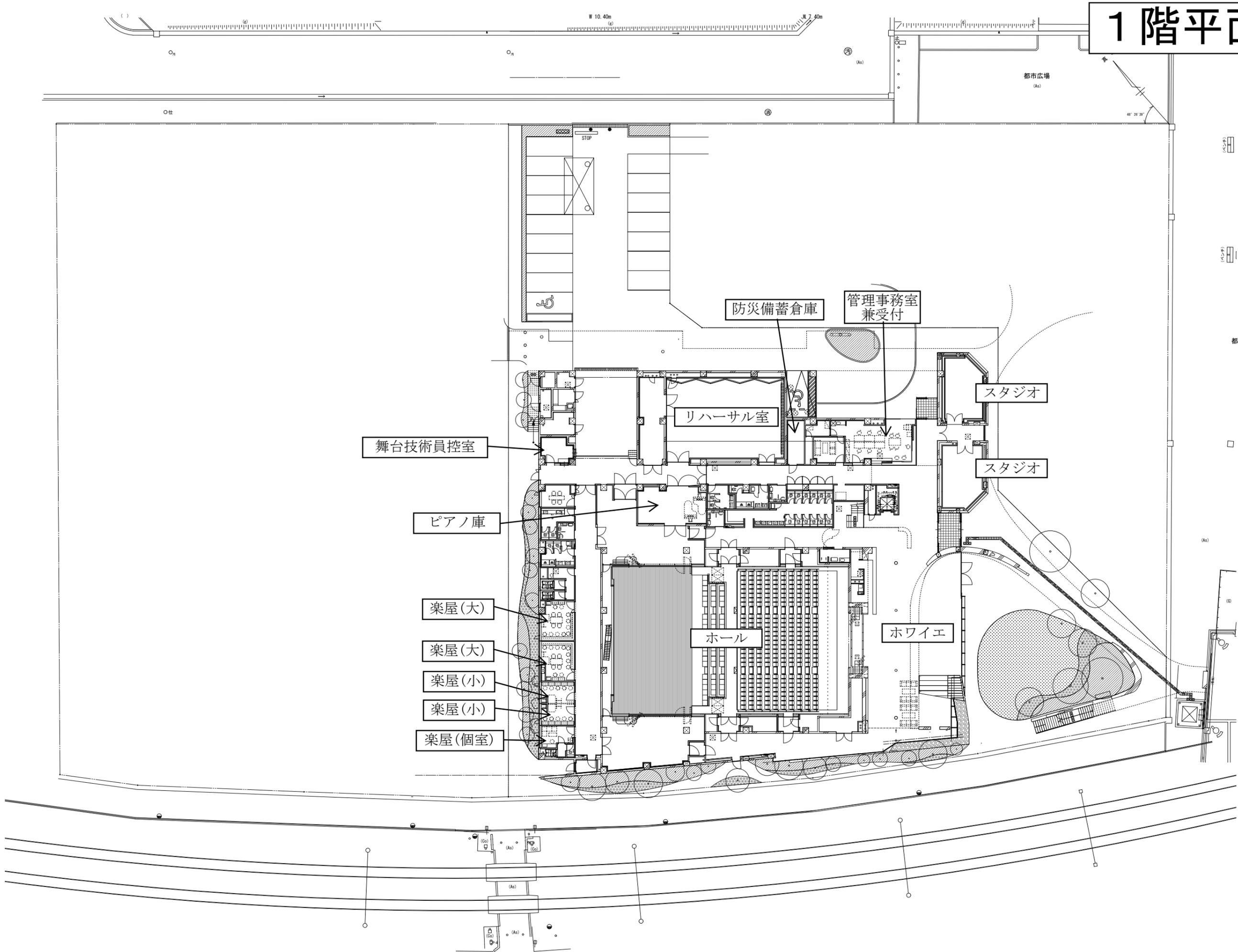
(Bb)

(Bb)

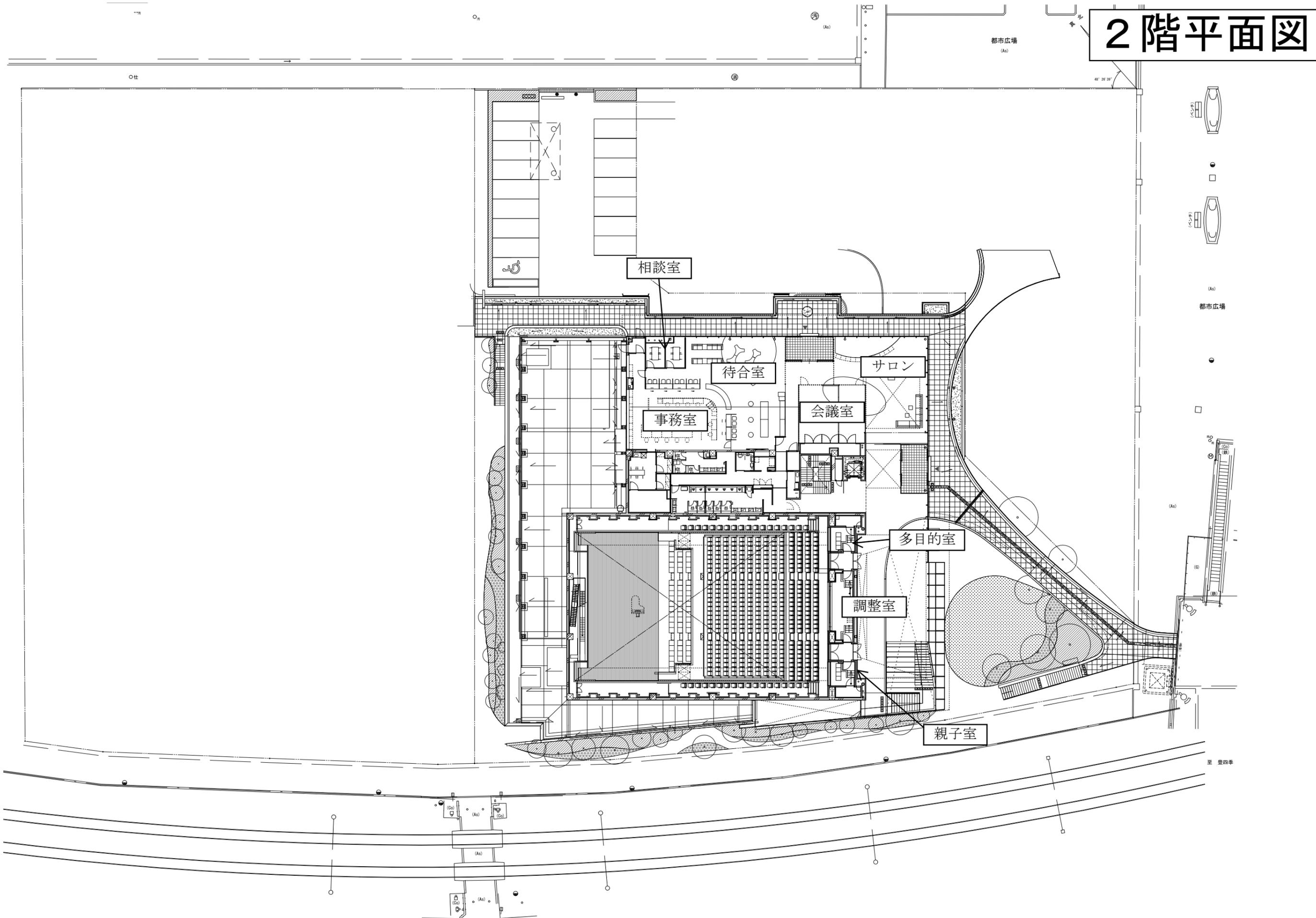
(Bb)

(Bb)

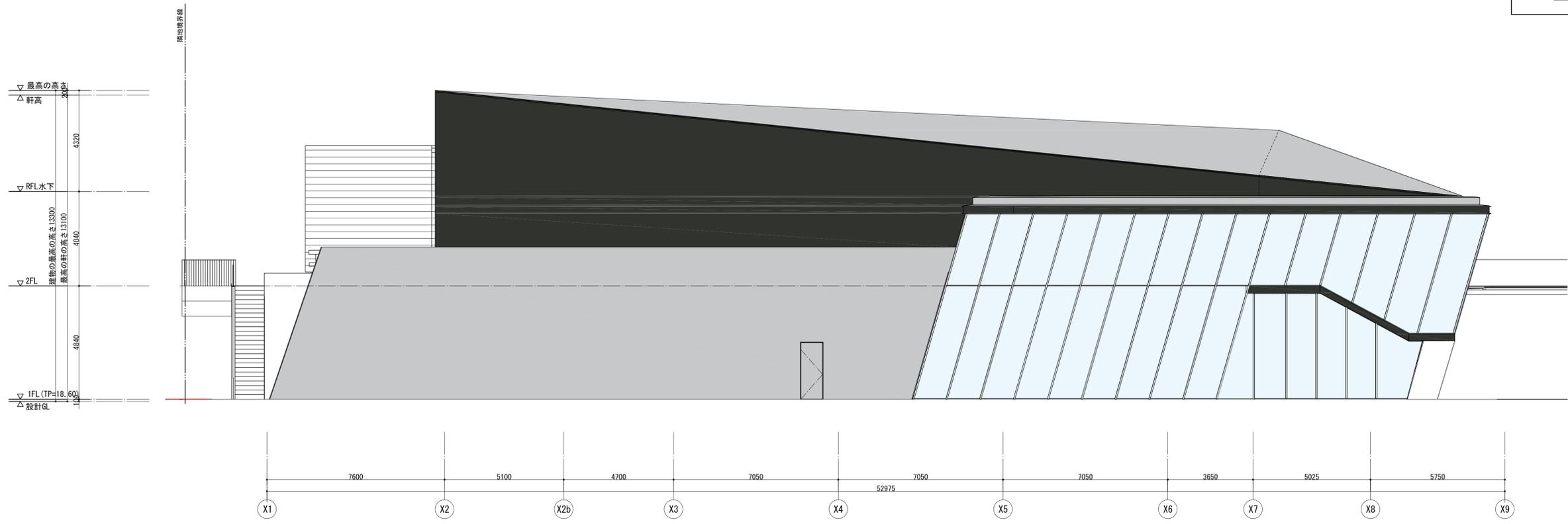
1階平面図



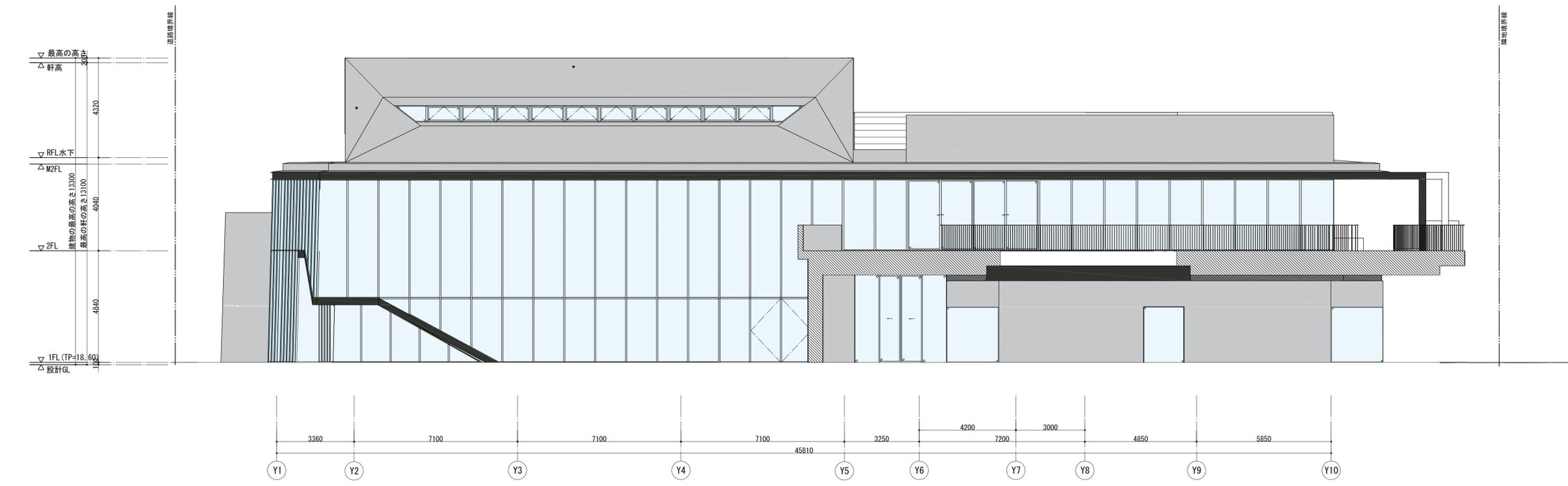
2階平面図



立面图



□南西側立面图



□南東側立面图

議案第 82 号

土地の減額貸付けについて

市は、次のとおり貸付料を減額して財産を貸し付ける。

平成28年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

- (1) 種 目 土地
- (2) 所 在 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地
区画整理事業地内C63街区2画地(仮換地)
- (3) 面 積 2,000平方メートル
- 2 貸付けの相手方 東京都中央区日本橋三丁目4番10号
スターツコーポレーション株式会社
代表取締役 磯崎 一雄

3 貸付条件

- (1) 使用目的 流山おおたかの森駅前市有地活用事業におけるホテル及び商業施設の敷地として使用する。
- (2) 貸付期間 流山おおたかの森駅前市有地活用事業における公共施設の引渡しの日から平成31年2月28日まで

4 減額する額及び期間

- (1) 減額限度額 14,640,000円(年額)
- (2) 減額期間 貸付の日から起算して10年間

参考資料

流山おおたかの森駅前市有地活用事業におけるホテル、商業施設 概要

1 建物の規模

(1) 鉄骨造 11階建て

(2) 建築面積 1,033平方メートル

(3) 延べ床面積

ア ホテル部分 7,936平方メートル(予定)

イ 商業施設部分 215平方メートル(予定)

合計 8,151平方メートル(予定)

2 用途(括弧内は部屋等の数)

(1) ホテル

客室(167)、バンケット(1~2)、レストラン(1)、フィット
ネス(1)、大浴場(2)

(2) 商業施設

カフェ(1)

3 流山おおたかの森駅前市有地活用事業における公共施設の引渡しの 予定日

平成31年3月1日

4 基準貸付料

年額 14,640,000円

= 610円/平方メートル・月 × 2,000平方メートル ×
12か月

5 減額する額

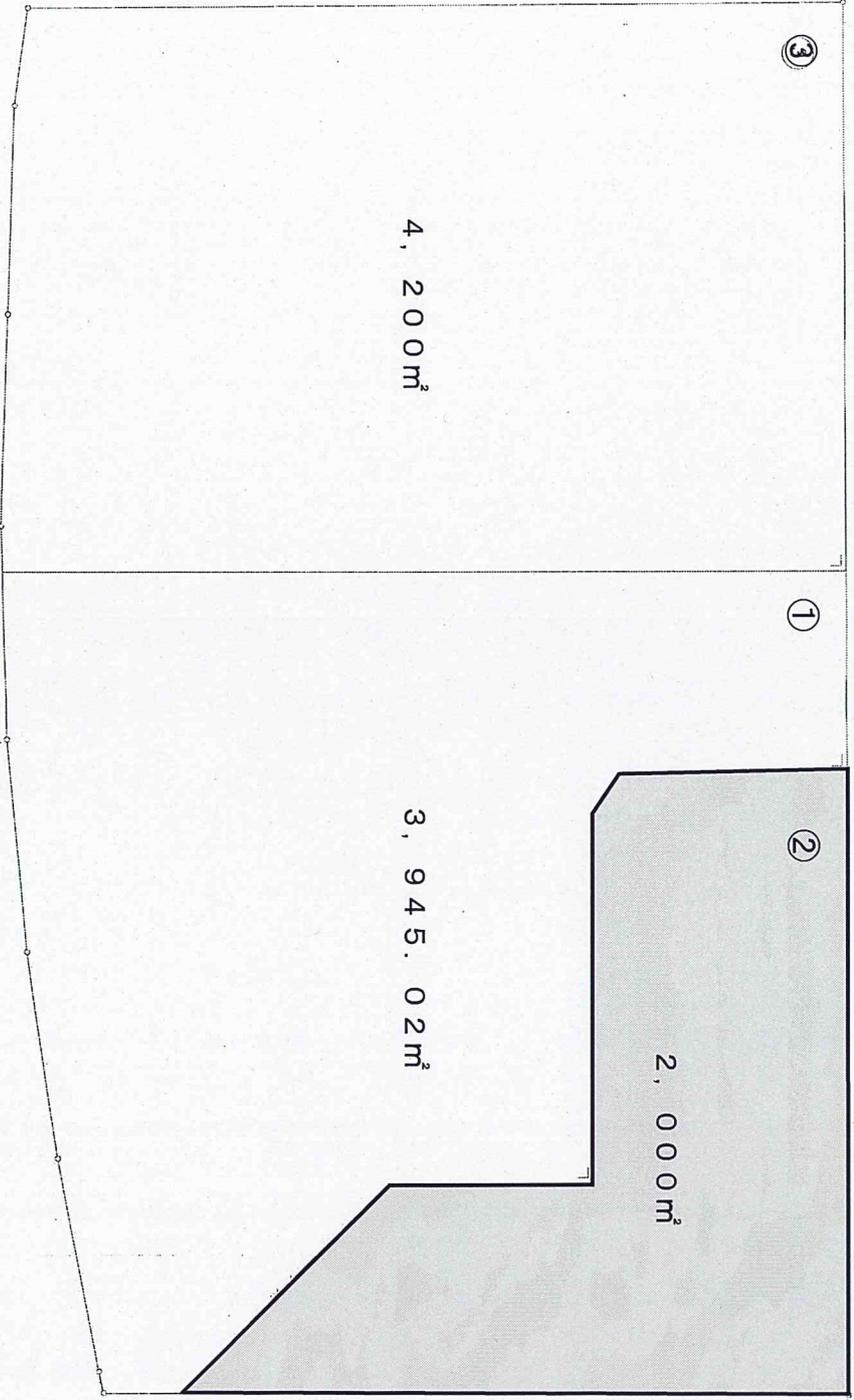
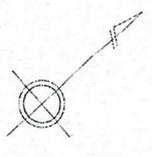
基準貸付料(年額14,640,000円)にホテル及び商業施設
の延べ床面積に対するホテル部分の占める床面積の割合を乗じて得た
額

土 地 目 録

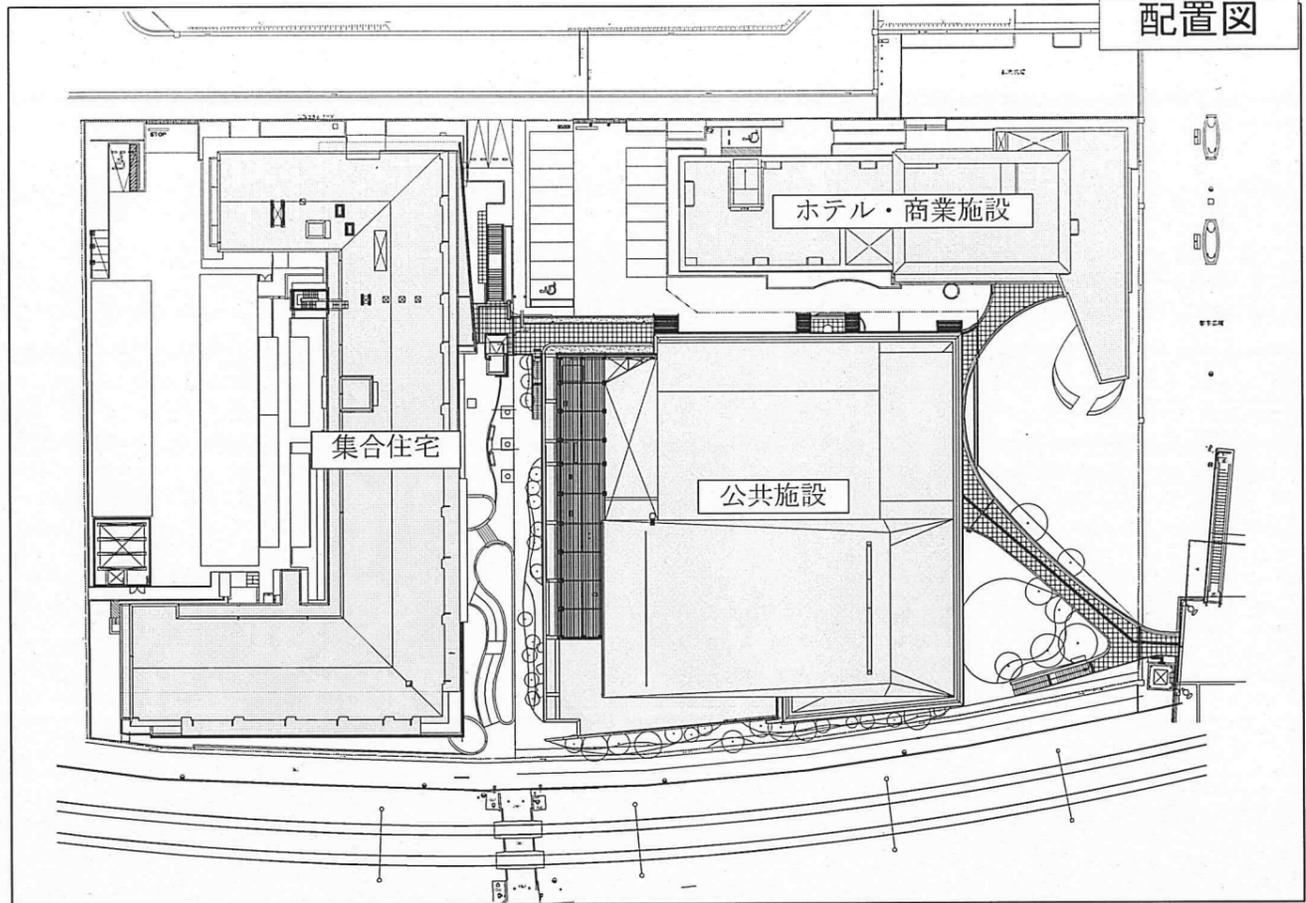
仮換地	従前の土地		
所在地及び面積	所在	地目	登記地積 (m ²)
流山都市計画事業新市街 地地区一体型特定土地区 画整理事業C 6 3街区2 画地 2,000m ²	流山市東初石5丁目141番31	山林	39
	流山市東初石5丁目142番5	山林	1147
	流山市東初石5丁目166番3	山林	3264
	流山市東初石5丁目570番4	原野	888
	流山市東初石5丁目570番21	原野	41

貸付対象地

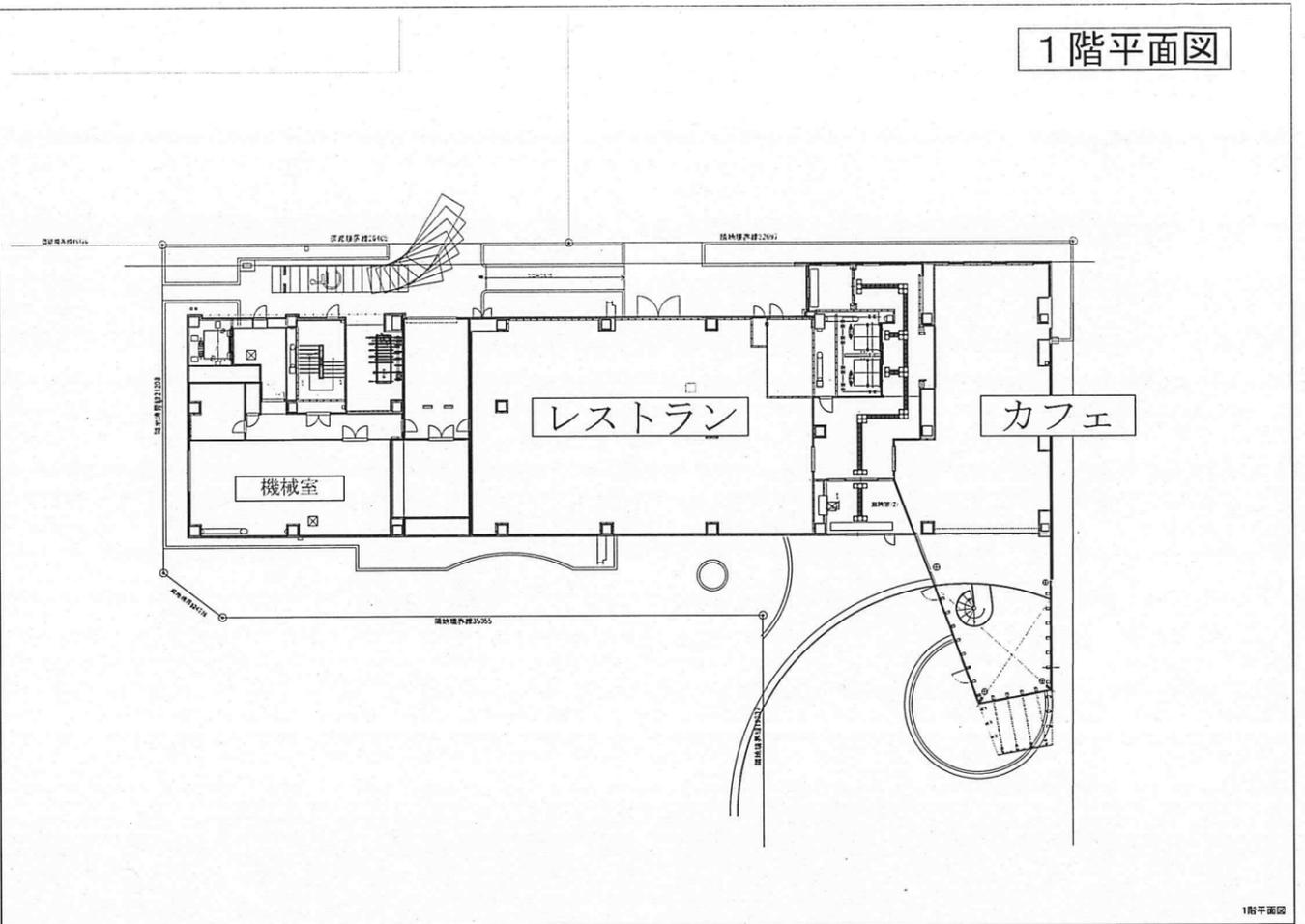
街区番号 063



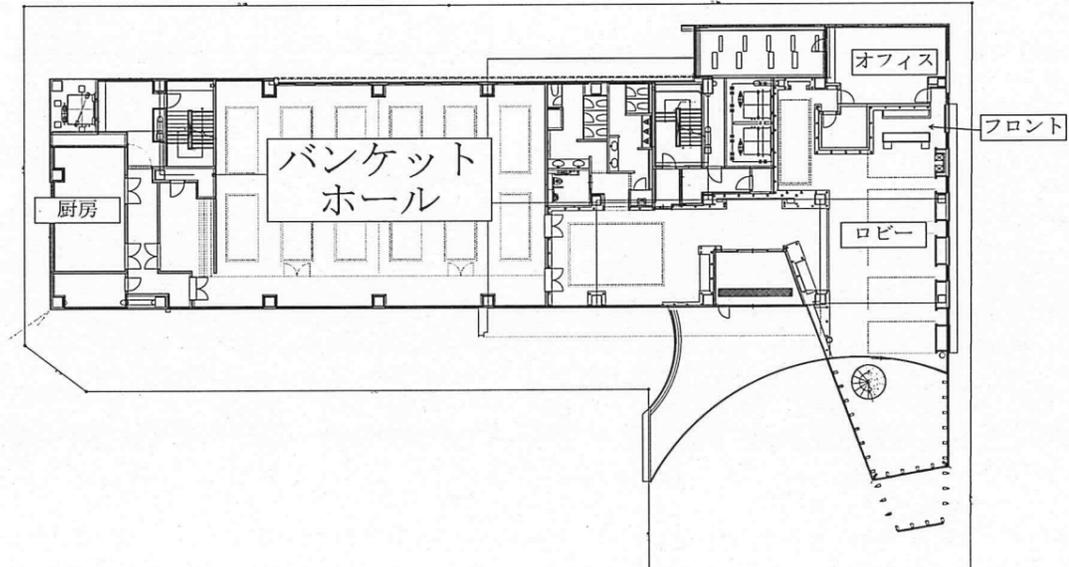
配置図



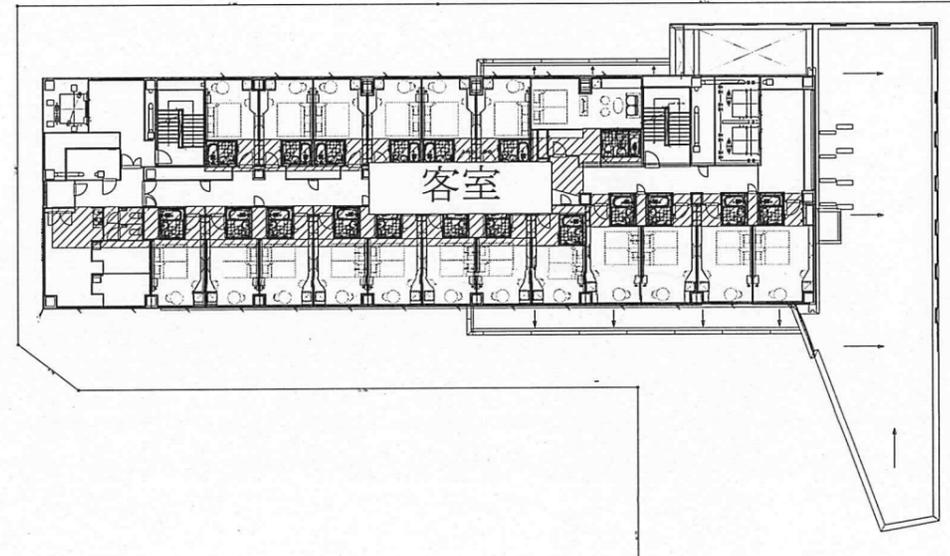
1階平面図



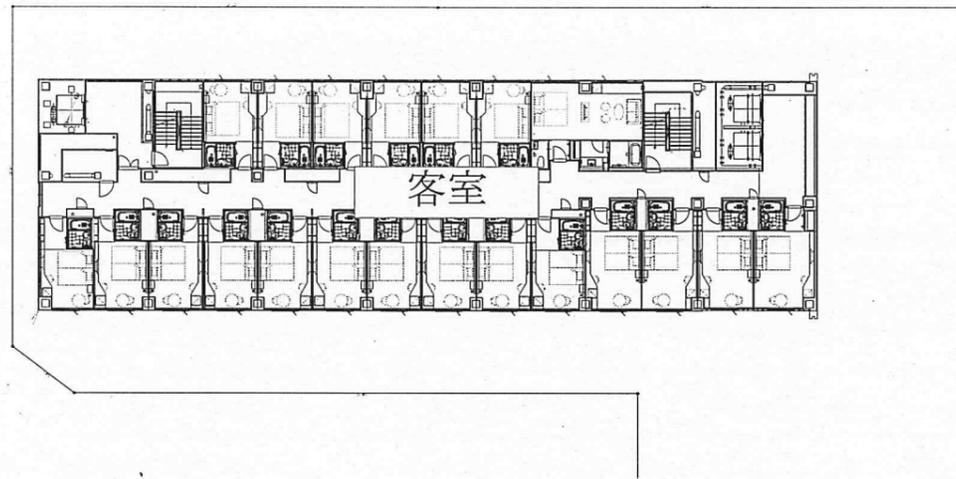
2階平面図



3階平面図

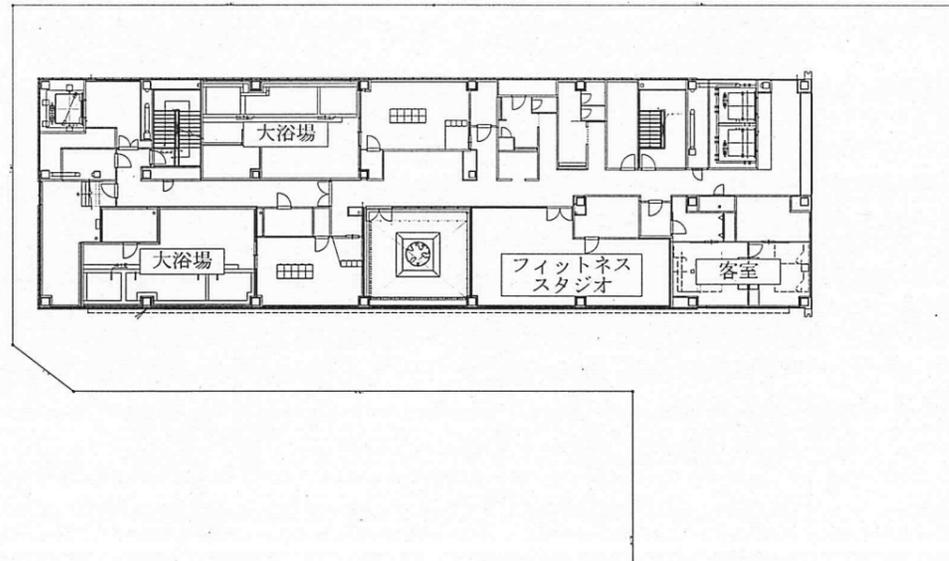


4～10階平面図



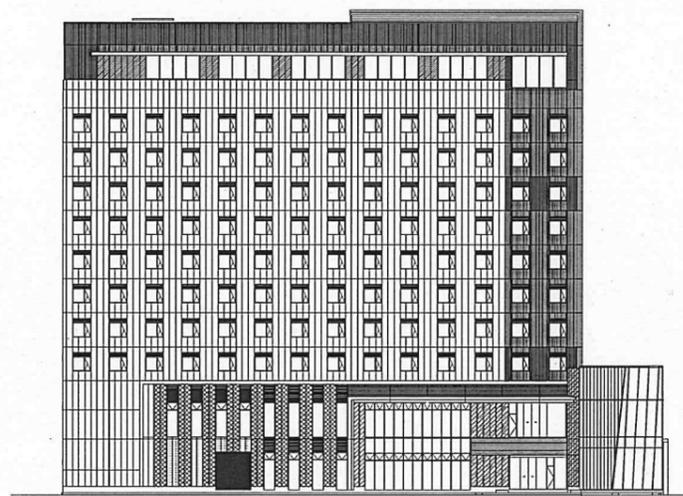
4-10階平面図

11階平面図



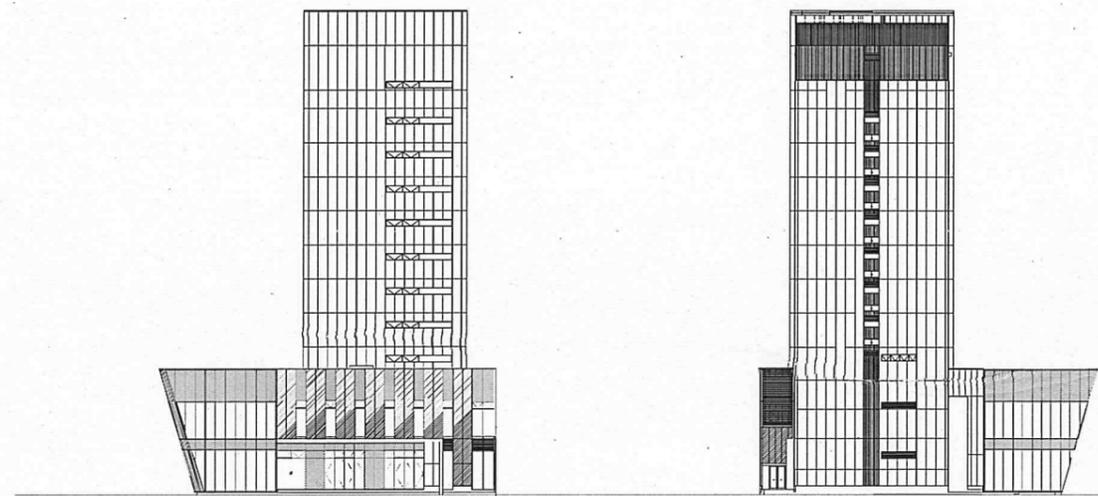
11階平面図

立面図 1



南西立面図

立面図 2



南東立面図

北西立面図

議案第 83 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の名称 | 新スポーツフィールド整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 275,400,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 流山市三輪野山四丁目18番地の60
中村・山崎特定建設工事共同企業体
構成員 流山市三輪野山四丁目18番地の60
(代表者) 株式会社中村組
代表取締役 中村 文隆
構成員 流山市大字鱈ヶ崎414番地の4
株式会社山崎建設工業
代表取締役 山崎 弘幸 |

参考資料

新スポーツフィールド整備工事概要

1 工事場所 流山市大字下花輪地先

2 概要

(1) 工事概要 新スポーツフィールド整備工事

(2) 構造・規模

ア 多目的広場 24,154.55平方メートル クレイ舗装
イ 駐車場等 113台(うち身障者用2台)のほか50台の駐
車スペース確保、駐輪場50台
アスファルト舗装

ウ 調整池 貯留量 約7,500立方メートル

エ 附帯設備

(ア) 防球ネット(多目的広場周り)

高さ 4メートル、長さ 537メートル

高さ 10メートル、長さ 373メートル

(イ) フェンス(調整池周り)

高さ 1.2メートル、長さ 425メートル

(ウ) 管理用通路

幅員 4メートル、長さ 850メートル

アスファルト舗装

(エ) 散策路

幅員 2メートル、長さ 825メートル

(オ) 外灯

8基 高さ 3.5メートル

(カ) その他

雨水排水一式、散水栓一式

(3) 敷地面積 53,572.23平方メートル

3 工期 議会の議決の日の翌日から平成29年12月15日まで

- 4 設 計 流山市江戸川台東4丁目167番地
株式会社新日本コンサルタント千葉営業所
- 5 施 工 流山市三輪野山四丁目18番地の60
中村・山崎特定建設工事共同企業体
- 6 工 事 費 275,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社中村組			
自 己 資 本 額	134,917千円 (資本金額 20,000千円)			
所 在 地	本 社	流山市三輪野山四丁目18番地の60		
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	平成24年1月18日 国土交通大臣許可(特-23)第8421号		土木工事、舗装工事 とび・土工工事、建築工事	
	平成24年1月18日 国土交通大臣許可(般-23)第8421号		管工事 造園工事 水道施設工事	
営 業 種 目	土木工事、建築工事、舗装工事、とび・土工工事、管工事、水道施設工事、造園工事			
代 表 者	代表取締役 中村 文隆			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位:千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成26年 9月期	333,739	90,662	424,401
	平成27年 9月期	564,258	84,454	648,712
	平 均	448,999	87,558	536,557
過去の主な工事経歴	工 事 名	手賀沼2号汚水幹線工事(T6-307)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	52,272,000円		
	工 期	平成27年2月11日~同年7月31日		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	盛土造成工事(H24-3)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	175,980,000円		
	工 期	平成24年12月1日~平成25年9月30日		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	野々下1号雨水幹線工事			
発 注 者	流山市			
工 事 金 額	207,375,000円			
工 期	平成23年10月4日~平成24年9月27日			
受 注 形 態	元請			

業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社山崎建設工業			
自 己 資 本 額	23,485千円 (資本金額 10,000千円)			
所 在 地	本 社	流山市大字鱈ヶ崎4 1 4 番地の4		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	平成27年8月10日 千葉県知事(般-27)第12313号		土木工事・とび・土工工事 舗装工事	
営 業 種 目	土工工事、とび・土工工事、舗装工事			
代 表 者	代表取締役 山崎 弘幸			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成26年 9月期	41,969	108,370	150,339
	平成27年 9月期	30,875	97,629	128,504
	平 均	36,422	103,000	139,422
過去の主な工事経歴	工 事 名	道路築造工事(N27-2)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	28,728,000円		
	工 期	平成27年7月17日～平成28年1月31日		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	道路築造工事(H25-1)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	20,520,000円		
	工 期	平成26年1月17日～平成28年3月25日		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	公共下水道管きょ布設工事(西鱈H25-1)			
発 注 者	流山市			
工 事 金 額	36,939,000円			
工 期	平成25年8月28日～平成26年5月15日			
受 注 形 態	元請			

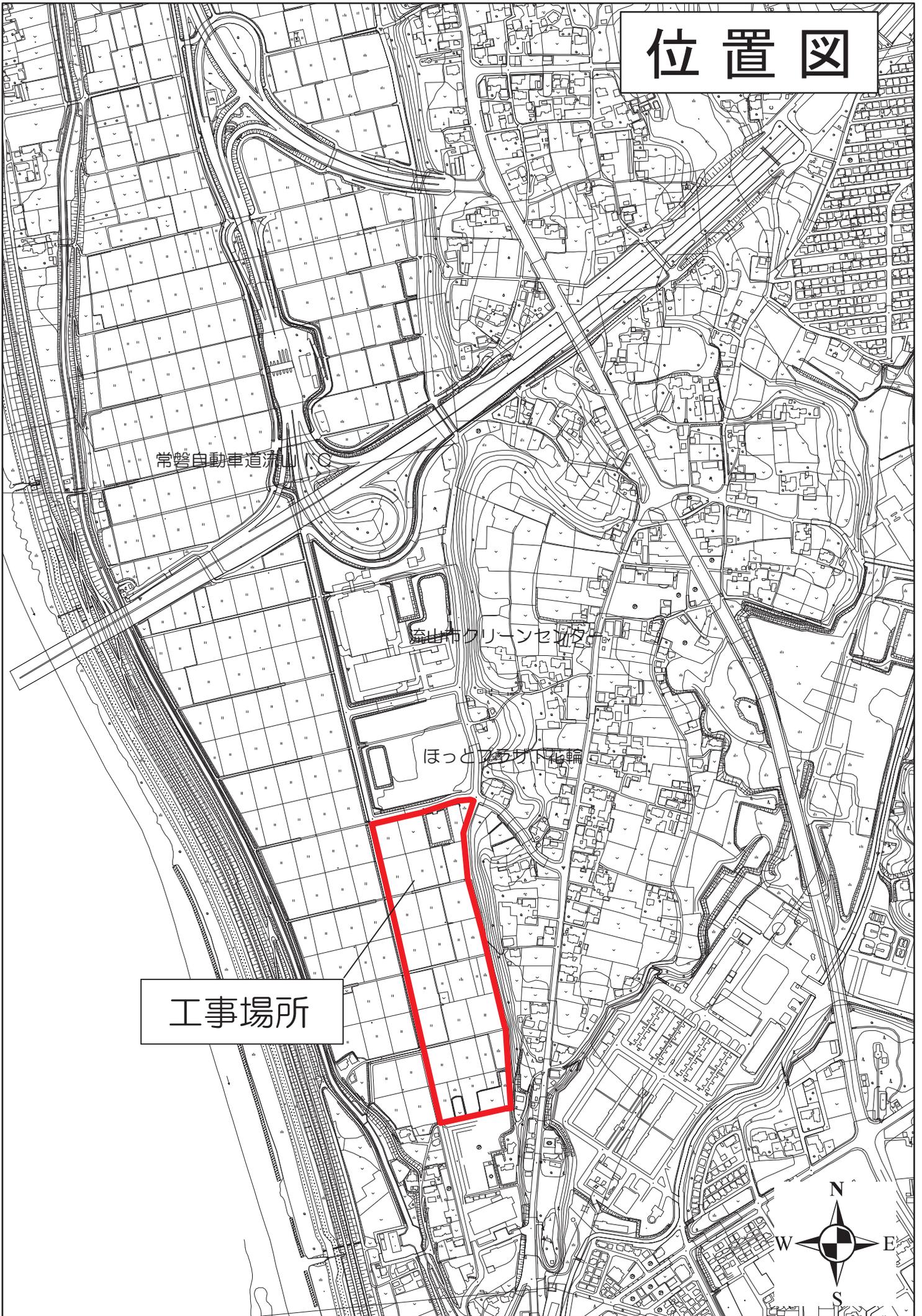
位置図

常磐自動車道

仙台プリンセスホテル

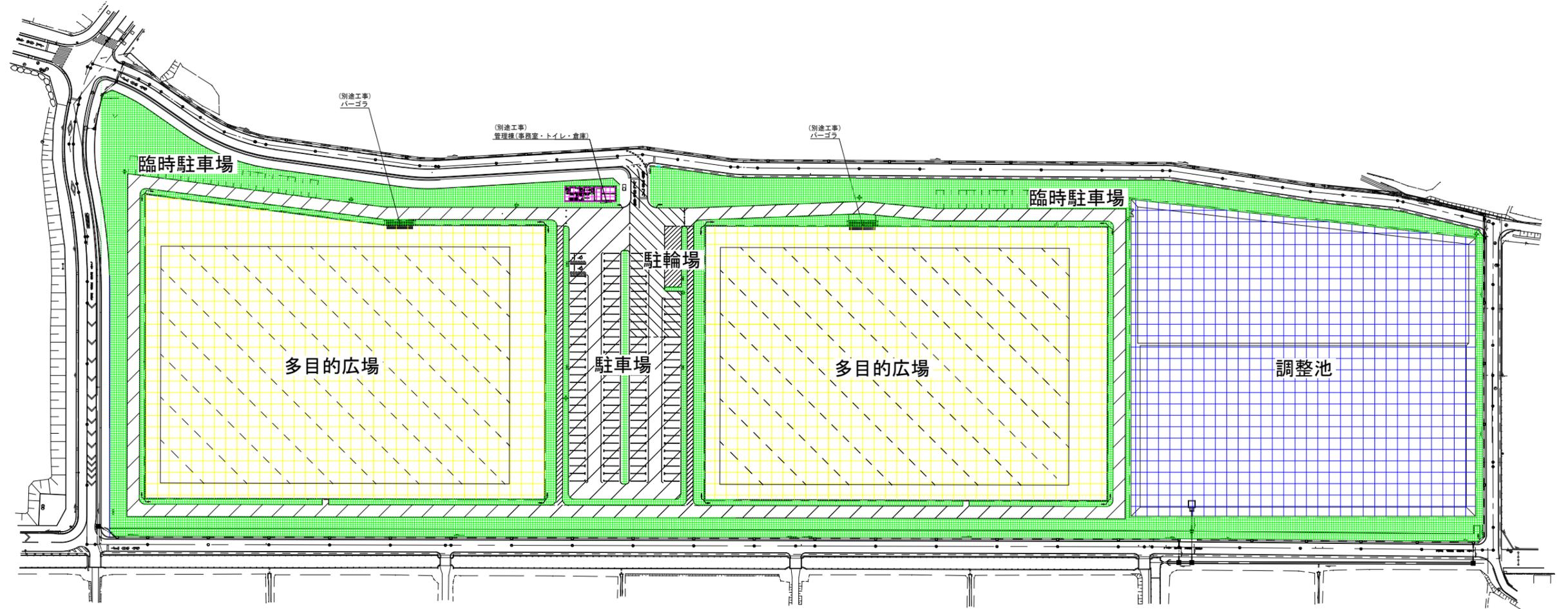
ほっとインホテル

工事場所



新スポーツフィールド整備工事

施設平面図



凡例	名称
	多目的広場
	植栽
	調整池

議案第 85 号

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第53号）の施行等に伴い、地域密着型通所介護に係る基準を定めるほか、所要の改正を行うためである。

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第5章 認知症対応型通所介護（第14条 第19条）
- 第6章 小規模多機能型居宅介護（第20条・第21条）
- 第7章 認知症対応型共同生活介護（第22条・第23条）
- 第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護（第24条・第25条）
- 第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第26条・第27条）
- 第10章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第28条・第29条）
- 第11章 看護小規模多機能型居宅介護（第30条・第31条）
- 第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準(第32条)」

を

- 「第4章の2 地域密着型通所介護（第14条 第19条）
- 第4章の3 療養通所介護（第20条・第21条）
- 第5章 認知症対応型通所介護（第22条・第23条）
- 第6章 小規模多機能型居宅介護（第24条・第25条）
- 第7章 認知症対応型共同生活介護（第26条・第27条）
- 第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護（第28条・第29条）
- 第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第30条・第31条）
- 第10章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第32条・第33条）
- 第11章 看護小規模多機能型居宅介護（第34条・第35条）
- 第12章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準(第36条)
- 第13章 雑則(第37条)」

に改める。

第2条中「及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成

27年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。」を「並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第53号）」に改める。

第32条中「改正省令」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）」に改め、第12章中同条を第36条とする。

第11章中第31条を第35条とする。

第30条中「第20条」を「第24条」に改め、第11章中同条を第34条とする。

第10章中第29条を第33条とし、第28条を第32条とする。

第9章中第27条を第31条とし、第26条を第30条とする。

第8章中第25条を第29条とし、第24条を第28条とする。

第7章中第23条を第27条とし、第22条を第26条とする。

第6章中第21条を第25条とし、第20条を第24条とする。

第19条中「第11条」の次に「及び第15条から第18条まで」を加え、第5章中同条を第23条とする。

第15条から第18条までを削り、第14条を第22条とする。

第4章の次に次の2章を加える。

第4章の2 地域密着型通所介護

（基本方針）

第14条 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（非常災害設備）

第15条 指定地域密着型通所介護事業所は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要な設備を整

備しなければならない。

(非常災害対策)

第 1 6 条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害への対策として避難、搬出その他必要な訓練の実施に当たっては、当該訓練に地域の住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(食事)

第 1 7 条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に提供する食事に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。

(衛生管理)

第 1 8 条 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第 1 9 条 第 1 1 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

第 4 章の 3 療養通所介護

(基本方針)

第 2 0 条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等

との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第 2 1 条 第 1 1 条及び第 1 5 条から第 1 8 条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第 1 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 3 章 雑則

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第 3 7 条 法第 7 8 条の 2 第 1 項の申請に係る事業所又は法第 7 8 条の 1 2 において準用する法第 7 0 条の 2 第 1 項の指定の更新に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、市長が必要と認めるときは、第 4 条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定で定める基準は、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）において適用される基準によるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 86 号

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 1 月 24 日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 28 年厚生労働省令第 14 号)及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 28 年厚生労働省令第 53 号)の施行等に伴い、所要の改正を行うためである。

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第16条）」

を

「第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第16条）」

第7章 雑則(第17条)」

に改める。

第2条中「法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）」を「特に定める場合を除き、法並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第53号）」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

（本市の区域の外の事業所に係る特例）

第17条 法第115条の12第1項の申請に係る事業所又は法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定の更新に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、市長が必要と認めるときは、第4条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定で定める基準は、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）において適用される基準によるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。